

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>C122-2。市HP「吹田市民病院第4期中期目標(案)に対する意見募集結果について」提言</p>	<p>1) 標題について、吹田市岸部北1丁目の“協和会病院(許可病床数、301床)”が箕面市民病院と統合、閉院となることにより2月15日に投稿。回答を2月27日に頂いておりますが、2月25日に市HP(新着情報)に「包括外部監査結果報告書(吹田市民病院の出納その他の事務の執行について)」(監査期間は、令和7年4月1日から令和8年1月28日まで)が掲出されており、標題の「吹田市民病院第4期中期目標(案)」は、昨年(令和6年)11月26日にHPに掲載であることから、監査結果の内容は第4期中期目標に反映がされていないと考えます。</p> <p>・監査結果の内容で、吹田市民病院の財務状況について、「P4に吹田市民病院は単年度赤字を計上し、有利子負債約150億円、繰越欠損金約40億円超、純資産合計も約5億3800万円の赤字」の記載が有ります。「吹田市民病院第4期中期目標(案)」の第4 財務内容の改善に関する事項に目標についての記載が有りますが、何か物足りなさを感じています。</p> <p>⇒添付画像。C122-2。令和7年度 包括外部監査結果報告書【概要版】2月25日に市HP</p> <p>⇒添付画像。C122-2。P4-外部監査のテーマの選定理由。財政状況</p> <p>2) 「吹田市民病院第4期中期目標(案)」は、外部監査結果内容を含めた内容を吹田市議会で審議をされるのでしょうか？</p> <p>・監査報告書のP45～P53の第5編 結果、意見のまとめに、【結果:15項目】結果:適法性(法令、条例、規則、規程、要綱、ガイドライン等)の観点から、改善の必要を認める事項。〇〇すべきである…の記述が有ります。</p> <p>【意見:42項目】意見:適法性の問題はないものの、経済性・効率性・有効性(いわゆる 3E)の観点から、改善の必要が認められる、あるいは、改善が期待される事項。〇〇すべきである…の記述が有ります。</p> <p>⇒添付画像。C122-2。P17-地方独立行政法人の目標管理。議会の議決</p> <p>⇒添付画像。C122-2。P52-結果、意見の内容(部分)</p> <p>3) 今回、投稿の“協和会病院(許可病床数、301床)”の閉院予定に加えて山田の“弘済院附属病院(90床)”が、来年(令和9年)に閉院を予定していることから非常災害発生時における危機管理マニュアル ? の記載内容のチェックが必要と思いますので、健康まちづくり室は危機管理に2院の閉院についての情報提供は、されましたのでしょうか。</p> <p>⇒添付画像。C122-2。弘済院附属病院は、2027年に閉院を予定</p> <p>※市議会の健康福祉常任会委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)2)について 市立吹田市民病院の中期目標は、同病院のあるべき将来像を示したものです。 包括外部監査による指摘事項に対しては、改善に向けた取組を進めており、引き続き同病院と連携しながら適切な是正措置を図ってまいります。 なお、同中期目標は、令和7年11月定例会に提案し、同年12月22日付けで承認を得ており、改めて審議に付す予定はございません。</p> <p>3)について 健康まちづくり室から危機管理室への当該病院の閉院に関する情報提供はしておりません。</p>	<p>健康まちづくり室</p>	<p>R8.3.9</p>	<p>R8.3.23</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会12	<p>&gt;〇〇様からは、「(上記)市の回答は、回答になっていない」と御指摘を受けております。〇〇様の求めておられる「改善」と、市がお示しできる「改善」は異なっている</p> <p>「回答になっていない」という指摘と、「改善」の内容は関係ありません。</p> <p>なぜ「回答になっていない」という指摘が「改善」の相違になるのか、ご説明ください。</p> <p>私が「回答になっていない」と述べた箇所については、理由を示しております。その点についてどのようにお考えか、具体的にお示しください。</p> <p>&gt;〇〇様からの御質問や御要望に対し、現状、市が回答、御説明できる新たな内容はなく</p> <p>これまで指摘している事項(2月17日、1月19日、12月19日の各指摘及び人件費算定)については、いまだ回答を得ておりません。これらについての市の見解をお示しください。</p>	<p>〇〇様からの「回答になっていない」という指摘が、なぜ「改善」の相違になるのかですが、本市がこれまで〇〇様からの御質問に対して回答した内容は、地域自立支援協議会の運営の改善に関することが主です。これら市の回答に対して、〇〇様からは「回答になっていない」という御指摘ですので、〇〇様と本市との間で、地域自立支援協議会の運営の改善の方向性についての、見解の相違があるものと認識しております。</p> <p>また、〇〇様が「回答になっていない」と述べた理由に対する、本市の見解を求めておられますが、〇〇様からの御質問や御要望に対し、市が回答、御説明できる新たな内容はありせん。遺憾には存じますが、令和8年1月9日付けの9回目の回答にも「これ以上の回答はいたしかねます。」とお伝えさせていただいております。</p> <p>令和7年12月19日、令和8年1月19日、2月17日付けのお問い合わせにつきましては、すでに回答済みであり、それ以外の指摘事項につきましては、御意見として承らせていただいております。また、人件費選定につきましては、令和8年1月9日付けの回答のとおりです。</p> <p>ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>	障がい福祉室	R8.3.5	R8.3.19

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>C124。市HPの「ウクライナ人道危機救援金を受け付け」について提言。</p>	<p>1) 標題について、福祉総務室は、2月18日に市HPに掲載されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていません。⇒市民に周知が出来ているとは、思えません。 ⇒添付画像。C124-ウクライナ人道危機救援金のサイト。新着情報。吹田市 ⇒添付画像。C124-ウクライナ義援金。民間企業の受付の画像。 2) 受付期間が令和9年(2027年)3月31日(水曜)までとなっておりますが、日本赤十字社のHPには、「必ず受付期間までにご入金いただきますようお願い致します」の記載。 ⇒吹田市の窓口受付日が3月31日の場合、集計ならびに銀行振込手続きの日数が必要であり、締め切り日に間に合いません。窓口受付の場合の締め切り日の記載が枚方市のように必要。 ⇒添付画像。C124-日本赤十字社のHP。必ず受付期間までに入金を ⇒添付画像。C124-ウクライナ人道危機救援金のサイト。枚方市のHP 3) 窓口での受付の項で、今回は、“福祉総務室”の1か所のみです。以前は市役所正面玄関受付、福祉総務室、千里出張所、山田出張所、千里丘出張所に募金箱を設置されていました。 ⇒吹田市は、募金箱の設置場所を以前のように増設されませんかでしょうか。受付時間の記載も必要。※枚方市は、6か所に設置。 ※ロシアによるウクライナ侵攻が昨日(24日)で4年を迎える中、TVやネットで高市総理をはじめ多くの報道がされ、今日の朝刊にもウクライナの記事が掲載。加えて、大相撲春場所(大阪)は、3月8日から始まります。初場所で優勝されたウクライナ出身の“安青錦”が注目されると思われまますので、募金箱を以前のようにされませんかでしょうか。欲を言えば枚方市のように社会福祉協議会(総合福祉会館)にも設置されませんかでしょうか。 4) 領収書の発行についての記載がありません。寄付金控除を受けたい方のために必要と思います。  5) “救援金詐欺にご注意を”の項を設けて特殊被害の未然防止が必要。 ※吹田市の特殊被害件数は、2025年10月末時点で、既に2024年の件数を超えています。 6) 吹田市で受付をされましたこれまでの寄付の合計金額を教えてください。 ※吹田市議会議長に供覧を願います。 吹田市議会議長名で、2022年3月2日、ロシア連邦大統領宛てにロシアへのウクライナ軍事侵攻に対する抗議文を送付されています。 ※市議会の健康福祉常任委員長に供覧を願います。  ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1) について ウクライナ人道危機救援金の受付に関する市ホームページにつきましては、受付期間延長のため、令和8年2月18日に更新いたしました。継続して救援金の募集を行うものであるため、トップページには掲載いたしませんでしたが、この度の御提言をいただき受付期間を延長する際には新着更新情報に掲載いたします。  2) について 受付した救援金の日本赤十字社への送金期日については、日本赤十字社の受付終了日とは別に設定されております。本市の受付期間につきましては、送金期日に間に合うよう設定しております。  3) について 募金箱の設置につきましては、他の義援金等の受付状況等を踏まえ判断しており、今年度は台風や大雨等により多数の災害に対する義援金受付を行ったことから、ウクライナ人道危機救援金の募金箱を回収いたしました。現時点では、他の義援金の受付終了が見込まれる状況となっておりますことから、再度の設置を行う予定です。また、再設置の際には、以前の設置場所に加え、総合福祉会館にも設置いたします。  4) について 受領証の発行について記載いたします。  5) について 救援金詐欺の注意喚起について記載いたします。  6) について 吹田市で受付したウクライナ人道危機救援金は、令和8年2月末現在で459,828円でございます。</p>	<p>福祉総務室</p>	<p>R8.2.25</p>	<p>R8.3.11</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>高齢者支援における家族との分離措置について3</p>	<p>高齢者支援における家族との分離措置について3 ----- 前回のご回答を前提に整理いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者本人の自由意思及び同意に基づいて、行政指導による支援が実施される</li> <li>・その結果として家族と物理的・継続的に別居する状態が生じる</li> <li>・高齢者本人が、家族に対して自身の意思を伝えることを希望しない</li> </ul> <p>以上の条件が揃った場合についてお尋ねします。</p> <p>【質問1】市の正当性について 高齢者と別居することになった家族は、当該別居が高齢者本人の自由意思に基づくものであるという市役所の説明が真実であることを確認する術がありません。 市もその説明が真実であることを証明する術を持たないこととなります。 「本人の自由な判断に委ねられる」とのことですが、客観的に見たとき、その「本人の自由な判断」が存在しているかが不明な状態となります。 この正当性の不透明さは家族にとっても市にとっても大きな問題だと考えられますが、市としてはこの問題を解消する必要はあるとお考えでしょうか。解消するための具体的な施策は行われていますでしょうか。</p> <p>【質問2】第9条2項の分離措置ではない理由 高齢者に対して別居の手続きをし、家族との連絡を遮断するのは、高齢者虐待防止法第6条の「相談、指導及び助言」を超えており、実質的に第9条2項の「分離措置」に相当するのではないのでしょうか。 市は「本人の自由意思及び同意」に基づくから第6条に基づくとして述べていますが、第6条と第9条2項に本人の意思については記されていません。つまり本人の意思があることは第6条に基づく根拠にはなりません。 それほど深刻な事態であるなら、なぜ第9条2項の分離措置の手続きを踏まないのか、ご説明ください。</p> <p>【質問3】民事介入の恐れ これは実質的に「親族関係の断絶」という民事上の結果であり、民事不介入に反しないのでしょうか。 本来、個人の権利(親族関係)に変動を及ぼす事柄は、司法(裁判所)の関与や、本人の代理人たる弁護士等が担うべき領域ではないのでしょうか。 市が民事介入とも取れる行為をする法的根拠をお示してください。</p> <p>【質問4】統計情報の開示 過去1年間において、第6条を根拠とし、行政指導として家族との分離(居場所の秘匿等)を行った事例となった事例の件数をご教示ください。</p>	<p>御質問4につきましては、令和6年度において、市が高齢者虐待と判断した57件のうち、高齢者またはその家族が別居等を選択された件数は12件となっております。</p> <p>高齢者虐待には複数の課題が重なり合って発生している場合も多く、御質問1・2・3につきましては、実際には様々な要因によって市の対応が変わってくるため、一般論として一概にお答えできる内容には限界がございます。</p> <p>そのため、これ以上の回答につきましては控えさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、御自身の御親族に関して、実際に御質問のような事情が発生し、お困りのようでしたら市への御相談も御検討ください。</p>	<p>高齢福祉室</p>	<p>R8.2.24</p>	<p>R8.3.10</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会11	<p>「改善」が、どのように担保され、検証可能となるのか、という質問に対する市の回答は、以下の点で不十分です。</p> <p>&gt;1 次期障がい者計画・障がい者支援プラン策定に向けた地域自立支援協議会全体会議と障がい者施策推進専門分科会との連携の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画というものが何なのか不明</li> <li>・ホームページやパンフ作成などは過去と同じ水準</li> <li>・「意見・提案を行う」「進捗について議論をする」とあるが、それは従来の部会でやらなければいけないこと</li> <li>→ これは「改善」ではなく「組織再配置+名称変更」に過ぎません。</li> </ul> <p>&gt;2 地域自立支援協議会全体会議と当事者会、専門部会等が一体となって議論を進める取組</p> <p>&gt;これまでの行政からの報告主体の会議ではなく これは事実誤認です。従来も各部会が報告しており、行政からの報告主体ではありませんでした。ただ、それが実行に結びついていませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 過去を過度に劣化させて描写し、相対的に未来を良く見せるが、元の状態に戻っているだけという手法です。</li> </ul> <p>&gt;互いに情報を共有し、活発に議論が進む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成功条件が定義されていない</li> <li>・失敗しても反証不能</li> <li>→ 抽象的で何も担保されていません。</li> </ul> <p>――</p> <p>そして、非常に重要で、かつ不誠実な記述が以下です。</p> <p>&gt;〇〇様と本市とで見解の相違があることから、〇〇様のおっしゃる改善を担保するものでない</p> <p>今まで改善を約束していたのに、突然、私のいう「改善」と市のいう「改善」は違う、つまり「改善を保証しない」と言い出しました。これは今までの議論をすべて無効化する発言です。</p> <p>これにより、市には地域自立支援協議会を改善する意志がないことがはっきりしました。</p> <p>【質問】 私のいう「改善」と市のいう「改善」がどう異なり、どう相違するのか、具体的にご説明ください。</p>	<p>令和7年6月以降の〇〇様からの地域自立支援協議会に関する御質問に対し、市からは、</p> <p>1 従前は計画の策定プロセスにおいて、『自立支援協議会全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する』ということ、十分に行うことができていなかった」とは考えていますが、それがすなわち「会議が機能していなかった」とは思っていないこと</p> <p>2 次期計画策定時には、地域自立支援協議会として検討を重ねた課題を専門分科会に伝えられるよう、現在、両会議体の連携について試行錯誤を重ねながら取り組んでいるところと繰り返し御説明させていただいております。</p> <p>また、2の「両会議体の連携について試行錯誤を重ねながら取り組んでいるところ」について、その取組の現段階の進捗は、市公式ウェブサイトに掲載している資料にて確認可能であることもお伝えしております。</p> <p>〇〇様からは、「(上記)市の回答は、回答になっていない」と御指摘を受けております。</p> <p>〇〇様の求めておられる「改善」と、市がお示しできる「改善」は異なっていることを認識しておりますが、〇〇様からの御質問や御要望に対し、現状、市が回答、御説明できる新たな内容はなく、遺憾には存じますが令和8年1月9日付けの9回目の回答でも「これ以上の回答はいたしかねます。」とお伝えさせていただきました。</p> <p>市には改善に取り組む意志がないとのご意見につきましては、そういった誤解を受けることのないよう、引き続き地域自立支援協議会のよりよい会議運営や、成果の見える化にも取り組んでまいります。</p> <p>ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>	障がい福祉室	R8.2.17	R8.3.4

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>C122-市HP「吹田市民病院第4期中期目標(案)に対する意見募集結果について」提言</p>	<p>標題について、市HPに昨年11月26日に掲載されていますが、箕面市が市民病院の建替え・移転計画を昨年4月1日に箕面市報で公表されています(計画年は、令和10年)。これに伴い吹田市岸部北1丁目の“協和会病院(許可病床数、301床)”が箕面市民病院と統合、廃院となります。</p> <p>1)“協和会病院”が箕面市民病院と統合、廃院になる事に伴い、吹田市民への影響(二次救急指定病院、身体障害者手帳申請認定病院他)が有るものと考えますが、標題について吹田市民病院第4期中期目標に検討・反映されている取組内容は有るのでしょうか。高齢化に伴う、吹田市民の救急体制および入院加療の受け入れ体制の検討は、必要と考えます。</p> <p>⇒添付画像。C122-箕面市民病院の建替え・移転計画。リーフレット。PDF ⇒添付画像。C122-協和会病院移転・統合の案内HP</p> <p>2)標題について、市HPに昨年11月26日に掲載されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていません。⇒市民への周知が出来ているとは、思えません。</p> <p>⇒添付画像。C122-吹田市民病院第4期中期目標(案)に対する意見募集結果。新着に無し</p> <p>※市議会の健康福祉常任会委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 第4期中期目標におきまして、二次救急医療機関としての救急患者の受け入れ体制の強化を求めるとともに、市立病院として地域に必要な医療を切れ目なく提供する責務を明記し、同病院に指示しております。</p> <p>2)について 市民の皆様への周知につきましては、市ホームページへの掲載をもちまして実施しております。引き続き、適切に情報の発信を実施してまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>健康まちづくり室</p>	<p>R8.2.16</p>	<p>R8.2.27</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>高齢者支援における家族との分離措置について2</p>	<p>前回の回答が不十分だったため電話で問い合わせ、2月2日に以下の回答をいただきました。</p> <p>-----</p> <p>市の高齢者虐待に対する支援については、「高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)第6条」に基づき、市は、高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、これまでの経過を十分に踏まえた相談、指導及び助言を行っています。</p> <p>上記の法に基づいた相談、指導及び助言につきましては、行政処分ではなく、行政指導に該当いたします。行政指導については、行政手続法第2条に定められております。</p> <p><b>【参考】</b> 行政手続法第2条 六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。</p> <p>また、今後御質問いただく際には、御質問の意図を正しく捉えて回答させていただくため、市民の声またはメールにていただくと幸いです。</p> <p>-----</p> <p>■■行政指導との回答について</p> <p>-----</p> <p>私の質問は以下の内容です。</p> <p>-----</p>	<p>質問1 市は、「高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)第6条に基づき、高齢者虐待を受けた高齢者の保護に必要な相談、指導及び助言を行っております。これらの対応は、高齢者の生命及び身体の安全を最優先として実施するものであり、高齢者の安全確保のための支援行為です。 高齢者本人の自由意思及び同意に基づいて実施する支援については、公権力の行使として高齢者又は養護者に義務を課したり、権利を制限したりするものではありません。したがって、当該支援は、行政手続法第2条第4号にいう行政処分には該当しません。 家族と物理的・継続的に別居する結果となる場合であっても、それは高齢者の安全確保を目的として本人の意思に基づき行われた結果であり、市が養護者に対して別居を命じ、又は法的義務を課するものではありません。その結果、養護者において高齢者との同居の継続が困難となることや、介護を行う機会を失うこと等の不利益が生じ得ますが、これらは高齢者の安全確保に伴い間接的に生じる事実上の影響、いわゆる反射的不利益にとどまり、養護者の権利義務を直接変動させるものではありません。</p> <p>質問2 高齢者本人の意思の取扱いにつきましては、原則として本人の自己決定を尊重しております。高齢者が、家族に対して自身の意思を伝えることを希望される場合には、その方法についても本人の意向を踏まえ対応いたします。一方で、本人が特定の伝達手段を用いることを希望されない場合には、市から家族に対し、必要な範囲で口頭により説明を行っております。 なお、市が高齢者本人に対し、自身の意思を必ず家族に伝えるよう求めたり、特定の方法(書面作成や署名等)によって立証したりすることを強制することはできません。本人の意思表示の方法については、あくまで本人の自由な判断に委ねられるものです。</p>	<p>高齢福祉室</p>	<p>R8.2.6</p>	<p>R8.2.20</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>・吹田市は、行政処分に該当しない場合であっても、本人の希望があれば、家族と物理的・継続的に隔離されるような支援を行うことがありますか。                  そのような支援を行う場合、どの法令または制度に基づいて実施していますか。</p> <p>-----</p> <p>これに対する市の回答は、要約すると、                  ・吹田市は、行政処分に該当しない場合であっても、本人の希望があれば、家族と物理的・継続的に隔離されるような支援を行うことがある                  ・それは高齢者虐待防止法第6条に基づく行政指導である                  という趣旨であると理解しました。</p> <p>行政指導とは、一般に以下のように説明されています。                  (総務省FAQ)                  &gt; 役所が、特定の人や事業者などに対して、ある行為を行うように(又は行わないように)具体的に求める行為(指導、勧告、助言など)                  &gt; 特定の人や事業者の権利や義務に直接具体的な影響を及ぼすことはありません  <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/faq.html#Q12">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/faq.html#Q12</a></p> <p>ここで疑問があります。                  「家族と物理的・継続的に隔離されるような支援」は、実質的に権利制限を伴うものであり、強制性を有する行為と解されます。このような行為は、一般的な理解では行政指導には該当せず、行政処分に該当する可能性があります。</p> <p>【質問1】</p>	<p>以上、よろしくお願いたします。</p>			

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>「家族と物理的・継続的に隔離されるような支援」を行政指導として実施することの法的根拠について、行政上の適法性を具体的にお示ください。</p> <p>=====</p> <p>■本人の意思の確認について</p> <p>=====</p> <p>併せて、私は以下の質問も行いました。</p> <p>-----</p> <p>・「本人が会いたくないと言っている」ことを理由に、家族と高齢者を隔離することはありますか。                  であれば、その意思確認の方法について、家族に対してどのような形で説明・立証を行っていますか。                  書面、記録、録音・録画等、客観的に確認可能な手段は用いられていますか。</p> <p>-----</p> <p>これに対する回答は、                  &gt; 高齢者本人が御家族との面会を希望されない場合には、面会を実施することはありません。高齢者の意思確認については、市職員等が定期的に複数名で聞き取りを行い書面に記録しております。                  &gt; 行政処分に該当しない場合には、書面による通知は行わず、御家族に対し口頭で説明を行います。                  &gt; 録音・録画等、第三者に示す客観的に確認可能な手段を用いる場合は、高齢者の同意が必要になります。                  というものでした。</p> <p>しかし、「家族に対してどのような形で本人の意思を立証しているのか」という点については、具体的な回答がなされていません。</p> <p>【質問2】</p> <p>高齢者の意思確認について、家族に対してどのような方法・資料により立証を行っているのか、具体的にご回答ください。</p> <p>=====</p> <p>■電話による問い合わせについて</p> <p>=====</p> <p>&gt; 今後御質問いただく際には、御質問の意図を正しく捉えて回答させていただきますため、市民の声またはメールにていただけると幸いです。</p> <p>との記載がありますが、これまで市民の声による問い合わせに対して、質問の核心に十分答える回答をいただけておりません。                  文書での質問内容が正しく捉えられていない状況において、「御質問の意図を正しく捉えて回答するため」という理由で文書での質問を求められるのは、合理的ではありません。                  文書による回答を求めるのであれば、まず文書での質問内容を正確に捉えた上で、具体的な回答をお願いいたします。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会10	<p>■定型文「ご意見として承らせていただきます」</p> <p>障がい福祉室の1月9日の回答のように、「ご意見として承らせていただきます」という定型文による回答を吹田市はよく行いますが、これは回答になっていないことをここに明らかにしておきます。</p> <p>例えば以下の例を考えてみます。 市民「A公民館は、先日、開館日なのに閉まっていた」 市役所「ご意見として承らせていただきます」</p> <p>これは回答になっていません。 問題が起きたとき、求められる対応は、 ・事実確認……本当に開館日なのに閉まっていたのか ・原因の説明……なぜ閉まっていたのか ・解決策の約束・実行……同じ問題を起こさないためにどうするかです。 上記の市役所はそれらに何も回答していません。問題を解決する意志がないと受け取れます。</p> <p>■循環論法</p> <p>また、市役所は以下の構文もよく使います。地域自立支援協議会の件についても、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民が質問Aをする</li> <li>2. 市が回答になっていない発言Bをする</li> <li>3. こちらが正しい回答を求める</li> <li>4. 市は「Bで回答済み」と答える</li> </ol> <p>これは、Bが正しいことを証明していません。循環論法(論点先取)という詭弁です。</p> <p>■対話拒否</p> <p>以上の2点を多用する障がい福祉室の対応は明確な対話拒否です。これは障がい福祉室の行為に正当性がないことを示しています。正しいなら公然と説明できる筈だからです。</p> <p>――</p> <p>【質問】 さて、障がい福祉室はこれまでの回答で「会議を改善する」とは述べています。では、会議が改善したことを私が、 ・いつ ・どのように 確認できるのか。 市が公式に述べている「改善」が、どのように担保され、検証可能となるのか、ご教授ください。</p>	<p>地域自立支援協議会全体会議の改善の取組及び確認する方法といたしまして、以下の2点をお示しします。</p> <p>1 次期障がい者計画・障がい者支援プラン策定に向けた地域自立支援協議会全体会議と障がい者施策推進専門分科会との連携の取組【確認する方法】市ホームページに掲載の令和7年9月2日の地域自立支援協議会全体会議の議事要旨の6備考部分、資料9-7作業部会の設置について及び障がい者週間・地域自立支援協議会・障がい者施策推進専門分科会合同シンポジウムチラシによりご確認いただけます。</p> <p>詳細につきましては、下記URLをご参照ください。 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1024933/1018687/1018688/1040772.html">https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1024933/1018687/1018688/1040772.html</a> 次期障がい者計画・障がい者支援プランの策定に向け、両会議体の更なる連携に取り組んでまいります。</p> <p>2 地域自立支援協議会全体会議と当事者会、専門部会等が一体となって議論を進める取組 【確認する方法】本年3月末に地域自立支援協議会全体会議の開催を予定しております。これまでの行政からの報告主体の会議ではなく、当事者会、専門部会等会議参加者が互いに情報を共有し、活発に議論が進む運営に取り組みます。 会議終了後、市ホームページに議事要旨及び資料を掲載いたします。</p> <p>なお、これまでの地域自立支援協議会の成果について、 〇〇様と本市とで見解の相違があることから、 〇〇様のおっしゃる改善を担保するものでないことは ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	障がい福祉室	R8.1.19	R8.2.2

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C111-「休日急病診療所で年末年始など長期休暇時の薬の処方について」の提言	<p>標題について、休日急病診療所での薬は、「原則として1日分の処方となります。」の記載があります。⇒昨年から今年の年末年始は9連休であり、今年の年末年始も9連休です。</p> <p>1)吹田市は、安心安全のまちづくり宣言をされていますので、市民が安心・安全な暮らしができますように、現状の対応状況は分かりませんが、記載の文言について一考願います。 ⇒添付画像。C111-「休日急病診療所」。原則として1日分の処方・病気になられて不安な中、休日急病診療所のHPで「原則として1日分の処方となります。」を見られたら、更に不安感が増すのでは…と思います。</p> <p>2)豊中市では、薬剤師会の協力で、市内の10薬局(各日に)が開局され、市のHPで市民への周知がされています。 ⇒添付画像。C111-豊中市「年末年始協力薬局」 ⇒添付画像。C111-豊中市「年末年始協力薬局一覧」</p> <p>・吹田市の年末年始の医療体制の広報誌には、記載がありませんので、吹田市においても、今から薬剤師会と協議・調整をされませんか。 ※市議会の健康福祉常任委員会委員長、財政総務常任委員長ならびに危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1について 休日急病診療所は、休日における応急的な医療の提供を目的としており、当診療所を受診された方には、翌日以降の休日明けに、改めて、かかりつけ医等を受診いただくことを想定しているため、薬の処方 は、原則1日分を院内において処方しています。 また、年末年始などの休日が続く場合には、患者様の状況に応じて、平日の診療所や病院が日常診療を始めるまでに必要な日数分を院内において処方しています。 なお、ホームページの記載内容につきましては、わかりやすい表現に改めてまいります。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>2について 年末年始の市内薬局開局状況の周知については、吹田市薬剤師会と調整の上、市のホームページにおいて掲載する方向で検討してまいります。 (担当:保健医療総務室)</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	健康まちづくり室、保健医療総務室	R8.1.19	R8.1.28

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>高齢者支援における家族との分離措置について</p>	<p>近年、自治体による高齢者支援のあり方、とりわけ家族との分離を伴う支援について、社会的な議論が生じています。  <a href="https://slownews.com/m/m95b3eaf5849f">https://slownews.com/m/m95b3eaf5849f</a></p> <p>吹田市においても、「母親が市職員の関与により家族と分離され、現在連絡が取れない状況にある」と訴える市民の声が、インターネット上で確認できます。</p> <p>その訴えによれば、市役所側は次のように説明しているとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者本人の意思で支援をしたので、行政処分ではない</li> <li>・高齢者本人が息子に会いたくないと言っている</li> </ul> <p>つきましては、以下の点について、“一般論”としてお教えてください。(今回の事例について尋ねているわけではありませんので、「個人情報にかかわる」というご回答はお控えください)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市は、行政処分に該当しない場合であっても、本人の希望があれば、家族と物理的・継続的に隔離されるような支援を行うことがありますか。</li> <li>・そのような支援を行う場合、どの法令または制度に基づいて実施していますか。</li> <li>・また、法的根拠が明示されない支援について、行政上の適法性はどのように整理されていますか。</li> <li>・「本人が会いたくないと言っている」ことを理由に、家族と高齢者を隔離することはありますか。</li> <li>・であれば、その意思確認の方法について、家族に対してどのような形で説明・立証を行っていますか。</li> <li>・書面、記録、録音・録画等、客観的に確認可能な手段は用いられていますか。</li> </ul> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>	<p>御質問の内容からは、様々な家庭等の状況が想定されますが、本回答では、高齢者虐待が発生している家庭を一例として回答いたします。</p> <p>「高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)」に基づき、市は、高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、これまでの経過を十分に踏まえた相談、指導及び助言を行うことが認められています。同法の趣旨を踏まえ、高齢者の安全確保を最優先とし、高齢者本人の意向やこれまでの経過を総合的に判断し、対応を行っています。</p> <p>また、高齢者本人が御家族との面会を希望されない場合には、面会を実施することはありません。高齢者の意思確認については、市職員等が定期的に複数名で聞き取りを行い記録しております。なお、行政処分に該当しない場合には、書面による通知は行わず、御家族に対し口頭で説明を行います。録音・録画等、第三者に示す客観的に確認可能な手段を用いる場合は、高齢者の同意が必要になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>	<p>高齢福祉室</p>	<p>R8.1.8</p>	<p>R8.1.22</p>



市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>・令和4,5年に電話で職員に問い合わせ、参事から「すみませんでした」「これからやっていきますよ」との回答を受けているが、改善は見られず</p> <p>これだけの指摘がありながら実質的な改善が行われなかったことから、「よりよい会議運営を行う」という抽象的回答では、過去と同じ結果を繰り返すと判断できます。</p> <p>問題の解決には、一般に次のような手順が定められます。 [問題設定→問題把握→目標設定→問題解決→総合評価](『問題解決手法の知識』高橋誠/日経文庫)</p> <p>市の回答は、この手順のどれにも該当しておりません。</p> <p>また、9月26日の回答で「全体会議委員が障がい者施策推進専門分科会の計画策定作業部会に参画する」から改善すると書かれていますが、これは会議体を実質的に機能不全だった根本原因に対して何も答えていません。</p> <p>以下の根本原因への説明・分析・改善策が欠落しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ10年間会議が機能しなかったのか</li> <li>・誰が責任主体だったのか</li> <li>・なぜ改善が行われてこなかったのか</li> <li>・委員の意見が反映されなかった理由は何か</li> </ul> <p>●まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何度も問題を指摘されるたびに「改善する」と言って改善されなかった</li> <li>・問題解決の方策に具体性・実効性がない</li> <li>・今回も過去と同じことをくり返している</li> </ul>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>以上から、これでは改善しないと強く推認できます。</p> <p>=====</p> <p>■地域自立支援協議会にかかる人件費の算定</p> <p>=====</p> <p>&gt;全体会議2回開催×参加職員数15名×会議時間2.5時間×平均職員時給2,052円=153,900円</p> <p>この計算は誤っています。</p> <p>平均給料月額31万8,113円には賞与が含まれていません。賞与を含む吹田市職員の平均年収は606万5337円。月額50万5445円。時給3159円です。</p> <p>また、会議は地域会議・当事者会・運営事務局会議・専門部会もあります。当事者会は月1回、職員2名の他に見学している職員が3人ほどいました。それらの職員の給与も計算に入れてください。</p> <p>10年間での委員報酬の概算が約77万円とのことですが、これは地域会議などに参加している社会福祉法人への報酬が含まれているのか明確にしてください。含まれていないのであれば別途含めてください。</p> <p>報酬は誰にいくらなのか詳細に書いてください。</p> <p>また1年間だけでなく、10年間での人件費を求めています。</p> <p>以上を踏まえ、改めて正確な積算に基づく算出結果を提示してください。</p>				



市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>&gt;策定プロセスにおいて十分に行うことができていなかったと認識しておりますが、関係者が職責を十分に果たされておらず、公的な説明責任を必要とするものとは考えておりません。</p> <p>「十分できなかった」とこと「責任がない」は矛盾します。</p> <p>過去10年間に会議が実質的に機能しなかったことは組織や職員の技術の問題と捉えられますが、市民の声などで指摘され「改善に努める」と答えたにもかかわらず何も行わなかったのは、職務を放棄しており、明らかに職責を果たしていません。</p> <p>私の指摘が正しかったことは、2025年まで会議が機能しなかったことから立証済みです。市職員はその正しい指摘を無視しました。これは職務放棄です。</p> <p>これは職員に責任があります。それは協議会にかかった時間と人件費の浪費が示しています。</p> <p>■3・4・5の回答について</p> <p>&gt;市としては可能な限りのご提案をさせていただいた</p> <p>事実の再構成があります。</p> <p>すでに記したように、私が何度も問題を指摘したにもかかわらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長は説明を行わず</li> <li>・職員は回答せず、メールにも返信せず</li> <li>・約束した「会議での議論」も実施されず</li> <li>・電話で問い合わせても職員が黙り込む等、対話が成立しなかった</li> </ul> <p>という経緯があります。これは「可能な限りの提案」どころか「対話拒否」です。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>私の指摘が正しかったことは、2025年まで会議が機能しなかったことから立証済みです。会長・市職員はその正しい指摘を無視しました。</p> <p>退席・返答拒否したのは、このような対話拒否をする会長・職員と対話しても実りはなく、私の精神的安全を守るための合理的判断です。「対話を拒否した」のは市側です。 「私に対話拒否をした」という市の主張は事実と反する印象操作です。この点について、事実に基づく再回答を求めます。</p> <p>またこの回答は、当事者会会長の不適切な行為を何一つ擁護していません。擁護できないなら、当事者会会長の行為が適正な会議運営に反していなかったかを調査・検証するべきです。</p> <p>――</p> <p>本照会は、個人の評価や感情に関するものではなく、公的会議体の運営実績、説明責任、及び公的資源の適正使用に関する事実関係と制度運用を確認するものです。</p>				
<p>C107-市HP「インフルエンザ」新着に無しについて提言。</p>	<p>1) 標題について、市HPに12月19日に掲載されていますが、市HP (Top頁)の新着情報に掲載されていません。⇒市民に周知が出来ているとは、思えません。何故、新着情報に掲載されないのでしょうか？ ⇒添付画像。C107-市HP「インフルエンザ」新着に無し</p> <p>2) サイトを見ると、「例年より高い数値で推移しており、警戒レベル開始基準値である30を下回りましたが、[中略] 警報継続中であり、引き続き注意が必要です。」…の記述が有ります。 ・吹田市は、「安心 安全のまちづくり宣言」をされています。</p> <p>3) 健康医療部 地域保健課HPのインフルエンザのサイトは、文字情報のみで分かりにくいです。 ⇒添付画像。C107-茨木市HP「インフルエンザ」の予防。図画(部分)での説明で分かり易い。 ・インフルエンザの予防の図画では、吹田市の名前もあり⇒活用をされたら良いのに…。</p> <p>4) インフルエンザにかかったときの留意点について、茨木市のHPには「(参考)発症した後5日の経過、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)の経過が出席停止期間の基準となっています。※学校保健安全法施行規則第19条」の説明文が有ります。学校ではタブレットを使った学習もされていることから、全体の構成の見直しを提言します。</p> <p>5) 後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言が有ります。 ※広報課、市議会の文教市民常任委員会の委員長ならびに健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 次回からは更新内容を踏まえ、必要に応じて新着情報に掲載されるよう留意いたします。</p> <p>2)について 本市の宣言を踏まえ、情報発信の在り方について留意してまいります。</p> <p>3)について ご意見ありがとうございます。 ウェブアクセシビリティの観点から、音声読み上げソフトウェアでの読み込みがスムーズである文字情報を多用しております。引き続きレイアウト上はこのような情報発信となります点について、ご了承ください。 なお、提供画像と同類の資料については、別添の本市「インフルエンザ」ホームページにおいて、朱書きで囲っている部分をクリックすると画像(1～3)が展開し、閲覧できるようになっております。</p> <p>4)について ご意見として頂戴いたします。</p>	<p>地域保健課</p>	<p>R7.12.22</p>	<p>R8.1.9</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C104-市HPに「年末年始の医療体制」について掲出が必要。	<p>1) 標題について、今年の年末年始の休業は、9日間と永いです。急な発熱・発病など対応可能な医療機関の情報提供が帰省中の子供さんにも分かり易い、市HP(Top頁)に必要と思います。</p> <p>⇒添付画像。C104-吹田市のHP(Top頁)に必要</p> <p>⇒添付画像。C104-年末年始の医療体制。豊中市HP(Top頁)</p> <p>・インフルエンザの流行時期でも有り、学級の休業も発生。年末年始に子供さん・お孫さんたちの実家への帰省時期でも有ります。</p> <p>・吹田市は、“安心安全のまちづくり宣言”をされています。</p> <p>※市議会の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>年末年始の医療体制についてより広く周知を図るため、吹田市トップページのトピックス「年末年始 各種業務案内のお知らせ」の名称を「年末年始 各種業務案内・医療体制に関するお知らせ」に変更しております。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p>	広報課	R7.12.18	R7.12.26
火災警報器の援助制度	<p>住宅用火災警報器の援助制度がある自治体があるようですが、吹田市には同様の制度はあるのでしょうか教えてください。</p>	<p>吹田市でも火災警報器の給付制度がございます。</p> <p>詳しい対象要件や限度額は、添付の「在宅福祉サービスのてびき」内、P2の「日常生活用具の給付や貸与」をご確認いただければと思います。</p> <p>何かご不明点等あれば、ご連絡いただければと思います。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>	高齢福祉室	R7.12.17	R7.12.22

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>【再々々依頼】 市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。</p>	<p>7 吹市総第8565-2号の回答に対する意見です。 ご回答ください。</p> <p>1、議題に追加できない理由は何か明確に回答してください。 前回ご回答させていただいたとおり、まずは、推進方針に基づく取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度の取組について、全室課に照会を行い、回答内容を取りまとめているところです。今後は、取りまとめた内容をもとに、来年2月頃、市内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。 日本語字幕表示の取組を会議の議題として追加できない理由につきましては、会議では、毎年度の進捗確認を行うことが定められているとともに、限られた時間の中で全体の進捗状況を確認することになりますので、新たな個別案件を随時追加することが難しいためです。 映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。 (担当:障がい福祉室) →来年2月までまだ時間はあると思うのですが、どうして案件を追加できないのでしょうか？ 「取組事例として機会を捉えて周知してまいります。」とはどういう意味でしょうか？ 周知するつもりはない。議論するつもりはないということでしょうか。意見が会議体に届かず、議論されず、握りつぶされることを懸念しています。 吹田市障がい者福祉事業推進本部会議に取り上げないのであれば、どの会議体に取り上げるのか、明記してください。 有識者で議論の上で、どのような判断になったのか、議事録で確認します。</p>	<p>1について 会議の議題として追加できない理由につきましては、前回お答えさせていただいたとおり、会議では、毎年度の進捗確認を行うこととしており、限られた時間の中で個別案件を随時追加することが難しいためです。 取組事例の機会を捉えた周知につきましては、進捗状況の報告を行う中で、状況に応じ行ってまいります。 また、これまでいただいているご意見につきまして、その都度室内でも周知しており、今後の取組の参考にさせていただきます。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>2について 合理的配慮庁内推進会議において、チェックリストの活用の説明を行う際、口頭にて事例の説明を行いました。チェックリストについては、庁内の電子ネットワークにて周知を行っております。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>3について 別添のとおりです。御確認ください。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>4について 省略記号が多いと情報が伝わりづらくなる可能性があるため、字幕や要約筆記に限らず省略記号を追加する予定はございません。 なお、各室課の意識に関しましては、現在、市報掲載依頼書に手話通訳及び要約筆記の有無を記載させる欄を設けておりますが、字幕の有無についても記載させるよう、様式を変更することで、意識の向上を図ってまいります。 (担当:広報課)</p>	<p>障がい福祉室、広報課</p>	<p>R7.12.8</p>	<p>R7.12.18</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>2、その後、障がい福祉室より全課にどのような周知を行ったのか、教えてください。</p> <p>字幕表示の事例については、庁内の合理的配慮推進会議にて関係部局間で情報共有を行い、会議内容についても庁内の電子ネットワークにて周知を行っております。</p> <p>→どのような内容で周知をおこなったのか、明記してください。</p> <p>本人からの申し出で字幕の有無を検討するのではなく、あらかじめ字幕対応のものであれば、字幕表示することを望みます。</p> <p>3、字幕表示についてのガイドラインを作成してください。</p> <p>手話言語条例に基づくのか差別解消法に基づくのか、どちらでもいいので、負担を軽減してください。すでにガイドラインがあるのであれば、明示してください。内容も知りたいです。</p> <p>イベントや会議等の実施の際、合理的配慮の観点を確認できるチェックリストを作成しており、チェックリストの項目に字幕表示の項目も記載しております。イベントを実施する担当室課がチェックリストを適時活用できるよう、周知を行ってまいります。</p> <p>→チェックリストの内容を確認したいので、明記してください。</p> <p>4、日本語字幕表示の示す「字」や要約に筆記を示す「要」などの表記を市報に追加してください。</p> <p>市報すいたでは、各催し等の担当室課からの依頼に基づき、日本語字幕や要約筆記がある場合には「字幕あり」「要約筆記あり」等の記載をしております。</p> <p>→依頼に基づき、記載するのではなく、市報下部の省略記号として定めてください。特別ではなく当たり前字幕や要約筆記がある状態にするためにも、各担当課が意識を持つためにも必要だと思います。</p>	<p>※添付資料については、公表しておりません。</p>			

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>【再】特別児童扶養手当の事務運用について改善を求めます</p>	<p>現在、特別児童扶養手当を受給しており、手続きの負担軽減のために改善を訴えていますが、改善されません。なぜ、特別な児童を介護している負担がある受給資格者の意見を受け入れないのでしょうか。</p> <p>先日、市民の声の回答が届きましたが、できないという記載だけで、負担軽減に対する代替措置がありません。</p> <p>1、市民が負担軽減を訴えても、何も対策されないということでしょうか？ こちらの要望以外に、受付窓口を増やすなど、負担軽減措置は何もされないんですね。</p> <p>2、手続き上で必要のない短期間での窓口来庁を強いるんですね？</p> <p>3、陳述書、請願書というものがあると知りました。こちらで依頼すれば改善されるのでしょうか？ <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/shigikai/1017063/1012843.html">https://www.city.suita.osaka.jp/shigikai/1017063/1012843.html</a></p> <p>以下、回答</p> <p>お寄せいただきました市民の声に対して、次のとおり回答いたします。</p> <p>1、特別児童扶養手当の申請書様式、診断書様式のホームページ掲載申請書様式につきましては、複写式の用紙であり、用紙によって記載内容が異なることからコピーで対応することもできないため、ホームページに掲載することはできかねます。 診断書様式につきましては、大阪府に確認したところ、本市と同様に提出誤りを防止するため、掲載をしていないとのことでしたので、現在のところ掲載は見送らせていただきます。同様のお声が多数寄せられた場合や、大阪府からの指導があった場合には再度検討させていただきます。</p>	<p>1について 来庁が困難な場合にはご連絡をいただき、注意事項等をお伝えしたうえで用紙を郵送させていただくことで、他の受給資格者様にはご納得をいただけていることから、負担軽減が図れているものと考えております。 従前から、特別児童扶養手当の受給に関して必要な年に1度の所得状況届の提出時期には窓口を通常の3つから4つに増やすという対応を取り、ご来室いただく市民の方の待ち時間を短縮できるように取り組んでおります。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>2について 提出期限までのご来庁が困難であるとお申し出をいただきました方につきましては、郵送でのお手続きに対応しておりますので、来庁を強いているという事実はございません。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>3について 請願書、陳情書の提出は、市政に関する意見や要望を市議会に伝える手段です。市議会ではその内容を踏まえて、市に対して具体的な取組を求めるかどうか検討することになります。 なお、市議会が受理した請願書又は陳情書についての処理の流れは、御提示をいただいたリンク先のホームページに掲載のとおりです。 提出方法等については以下を御参照願います。 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/shigikai/1017063/1012844.html">https://www.city.suita.osaka.jp/shigikai/1017063/1012844.html</a> (担当:議会事務局)</p>	<p>障がい福祉室、議会事務局</p>	<p>R7.12.8</p>	<p>R7.12.17</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>なお、様式等につきましては、お電話はホームページからのお問合せで郵送を希望する旨のご連絡をいただいた場合には郵送対応しております。</p> <p>2、所得状況届の提出期間を短縮しない 提出期間につきましては、大阪府へ審査を依頼するために吹田市においても処理が必要であり、締切直前に提出が殺到し、その後不備の修正などが必要となった場合に、11月の定時支払いに間に合わないといった事態を防止するため、短縮させていただいております。案内文に記載の提出期限を経過してから提出した場合でも、可能な限り早急に処理させていただいております。</p> <p>なお、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条第3項において、市町村長が行う事務として、各種届出や書類の提出が挙げられており、事務処理については、各市において行っております。</p> <p>3、所得状況届の用紙を郵送し、郵送申請するのか、窓口申請するのか、対象者に判断を委ねる 所得状況届のほかに追加で書類退出が必要な世帯がある世帯もあることから、一斉に郵送とすることはできかねます。 また、大阪府へは原本の送付が必要であるため、用紙紛失のリスクを考慮すると、郵送を希望しない方に対してまで郵送することはできかねます。</p> <p>***** 吹田市 福祉部 障がい福祉室 吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」控え LNo.825 &lt;件名&gt; 特別児童扶養手当の事務運用について改善を求めます</p> <p>&lt;ご意見等の内容&gt; 現在、特別児童扶養手当を受給しており、手続きの負担軽減のために改善を訴えていますが、改善されません。 なぜ、特別な児童を介護している負担がある受給資格者の意見を受け入れないのでしょうか。 障がい福祉室だけの凝り固まった意見ではなく、吹田市として真摯な対応をお願いします。</p> <p>以下、3点の改善を求めます。 1、特別児童扶養手当の申請書様式、診断書様式のホームページ掲載 2、所得状況届の提出期間を短縮しない 3、所得状況届の用紙を郵送し、郵送申請するのか、窓口申請するのか、対象者に判断を委ねる</p>				



市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>&gt;会議に参加する委員とも一緒に進めていくものであり、市職員のファシリテーション能力のみによって、会議の運営が機能するか否かが決まるものではないと認識しております。</p> <p>この説明では、職員にファシリテーション技術があったと仮定すれば、委員側に技術が欠けていたことを意味します。であれば、職員がそれを補う責務があるのは自明で、回答として不十分です。</p> <p>改めて、なぜファシリテーションが機能しなかったのか、その要因分析と再発防止策を明示ください。</p> <p>&gt;意見反映のプロセスが十分に機能するよう、進めてまいりたいと考えております</p> <p>これだけでは、過去の失敗に対する総括・検証・責任の明確化が欠けています。</p> <p>今回の質問にすべて、明確にお答えください。</p> <p>=====</p> <p>■「質問2」について</p> <p>=====</p> <p>&gt;地域自立支援協議会の活動により整備された具体例はございません。</p> <p>この回答により、10年間にわたり地域自立支援協議会として実質的な成果がなかったことが明らかになりました。</p> <p>市はこの結果をどのように総括し、今後どのように改善を図るのかを示すため、今回の質問にお答えください。</p> <p>=====</p> <p>■「質問3」について</p> <p>=====</p> <p>これは1, 2行の文章の謝罪で済む問題ではありません。</p>	<p>また、今任期初めての全体会議では自立支援協議会の成果などの見える化や、地域自立支援協議会(令和7・8年度)ロードマップ案をお示し、委員間での目標やスケジュールの共有を行いました。</p> <p>今後も委員が意見を出しやすい会議運営を目指してまいります。</p> <p>詳細につきましては、下記URLをご参照ください。</p> <p><a href="https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1024933/1018687/1018688/1040772.html">https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1024933/1018687/1018688/1040772.html</a></p> <p>要請事項</p> <p>1・2の回答について</p> <p>この10年間においても、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定の際には、地域自立支援協議会全体会議において、計画について報告し、意見聴取は行ってきたところです。</p> <p>また、「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは、策定プロセスにおいて十分に行うことができていなかったと認識しておりますが、関係者が職責を十分に果たされておらず、公的な説明責任を必要とするものとは考えておりません。</p> <p>3・4・5の回答について</p> <p>令和5年5月15日付けのメールにて、令和5年4月20日の当事者会において〇〇様が途中退席された件について、令和5年5月18日の当事者会定例会の前に〇〇様と話し合いの機会をご提案させていただきましたが、当日ご出席いただけなかったため、令和5年6月9日付け吹福障第900号通知文のとおり書面でのお伝えとなりましたが、市といたしましても、会議に参加される他の委員への心身の影響に配慮する必要があったことから、〇〇様に対し、令和5年6月以降の定例会をZOOMでご出席いただくようお願いしたと認識しております。</p>			

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>●私の症状の悪化                      当時、私は会議運営の不当性に何度も抗議したものの、会長をはじめ全委員がこれを無視し、市職員もそれを追認しました。そのため私は躁うつ病の症状により、大声を出して机を叩いて怒りました。                      その後、市は私を「不適切な行為をした」として会議への参加を禁止し、ZOOMでの参加を求めました。                      この一連の対応により私の病状は悪化し、主治医もその経緯を把握しています(必要に応じ意見書提出可)。躁うつ病で躁状態をくり返すと脳の認知機能が下がり、二度と戻りません。市の対応により私の病状が悪化したと医師からも指摘を受けており、結果的に精神的・身体的な影響が生じました。                      市の対応は障害者差別解消法の「合理的配慮の欠如による差別的取扱い」に該当するおそれがあります。</p> <p>●関係者の責任                      地域自立支援協議会には、有識者・福祉事業者・当事者などの関係者が参加しています。                      10年以上にわたって会議が機能不全に陥っていた事実については、市のみならず、関係者にも一定の説明責任があります。                      特に、専門的知見を有する委員がこの状態を看過したことは、制度の目的に反する行為であり、倫理的・社会的責任を免れません。</p> <p>●当事者会会長の不適切な行為                      当該会長は市から委嘱を受けた立場にあり、その行為については市に監督責任があります。                      当該会長の以下の行為は、適正な会議運営を著しく損ないました。                      ・私の提案・発言を繰り返し無視した                      ・私が質問に対して「ああ？」などと意図不明な発言をくり返し、対話を拒否した</p>	<p>また、上記の通知には、〇〇様のご主張については、当事者会の場合ではなく、個別に担当者がお聞きし、対応させていただく旨を記載しておりました。                      その後の令和5年6月以降の当事者会定例会におきましても、会議のご案内をご連絡させていただきましたが、委員任期である令和6年度末まで〇〇様からのご返信は頂けませんでした。                      以上の経過から、当時の〇〇様への対応について、市としては可能な限りのご提案をさせていただいたという認識ですので、会長の行為の調査・検証、正式な文書による謝罪や再発防止策の策定・公表はいたしかねます。</p> <p>何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。</p>			

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>・「進行役」と説明されていたにもかかわらず、実際には議題を主導し、他委員を従わせた このような行為が是正されず放置されたこと自体、市の監督体制の不備を示しています。</p> <p>加えて、議事録の改ざん。 これらは重大な倫理・法令上の問題です。</p> <p>=====</p> <p>■要請事項</p> <p>=====</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市として、過去10年間に会議が実質的に機能しなかった経緯・原因を明確に説明すること</li> <li>2. 市として、関係者が職責を十分に果たさなかった経緯・原因についても公的に説明すること</li> <li>3. 市として、当事者会会長の行為が適正な会議運営に反していなかったかを調査・検証すること</li> <li>4. 市として、私が受けた精神的苦痛に関し、正式な文書により謝罪し、被害内容および行政責任の所在を明示すること</li> <li>5. 市として、再発防止策を策定し、その内容を公表すること</li> </ol> <p>上記各項目について、誠実かつ具体的な回答を求めます。 本件に対する市の対応は、障がい者施策の信頼性に直結する問題であることを重ねて申し上げます。</p>				
<p>C67-2「大阪府大学生等若者への食費支援事業」について市民に再掲周知が必要</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 標題について、大阪府が7月29日支援事業(19歳～22歳)を発表。⇒「9月12日に市HPに掲出が必要」を投稿。⇒9月24日に市HPに掲出ををされました。⇒申込締め切り日が12月16日です。食料品価格が上昇しており、市HPに再掲出で対象者の方に周知で支援をされませんか？ ・吹田市には大学・短大・専門学校など多くの対象者がおられると思います。他市の中には既にHPへの再掲出で周知をされています。</li> <li>2) お米クーポンの他に、食料品セットもあり、「石川県産品」のコーナーもあり大阪府が応援消費のお願いもされています。吹田市は輪島市との支援協定もされている事から、市HP掲出時には併記されたら良いと思います。 ⇒添付画像。C67-2。大阪府大学生等若者への食費支援事業。「石川県産品」のコーナー ※市議会の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。</li> </ol> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1・2)について 大阪府大学生等若者への食費支援事業につきましては、ご指摘いただいた内容をもとに、対象ページを更新しております。 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>福祉総務室</p>	<p>R7.11.28</p>	<p>R7.12.8</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>特別児童扶養手当の事務運用について改善を求めます</p>	<p>現在、特別児童扶養手当を受給しており、手続きの負担軽減のために改善を訴えていますが、改善されません。なぜ、特別な児童を介護している負担がある受給資格者の意見を受け入れないのでしょうか。障がい福祉室だけの凝り固まった意見ではなく、吹田市として真摯な対応をお願いします。</p> <p>以下、3点の改善を求めます。                      1、特別児童扶養手当の申請書様式、診断書様式のホームページ掲載                      2、所得状況届の提出期間を短縮しない                      3、所得状況届の用紙を郵送し、郵送申請するのか、窓口申請するのか、対象者に判断を委ねる</p> <p>対応経過は以下のとおりです。</p> <p>1、市民→障がい福祉室                      【受付日時】: 2025-08-04 23:10:18                      【参照元URL】:  <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018677/1014874.html">https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018677/1014874.html</a>                      &lt;件名&gt;                      令和7年度 特別児童扶養手当の所得状況届の提出について</p> <p>&lt;お問い合わせ内容&gt;                      担当者様</p> <p>受給資格者:○○                      ○○</p>	<p>1について                      申請書様式につきましては、複写式の用紙であり、用紙によって記載内容が異なることからコピーで対応することもできないため、ホームページに掲載することはできかねます。                      診断書様式につきましては、大阪府に確認したところ、本市と同様に提出誤りを防止するため、掲載をしていないとのことでしたので、現在のところ掲載は見送らせていただきます。同様のお声が多数寄せられた場合や、大阪府からの指導があった場合には再度検討させていただきます。                      なお、様式等につきましては、お電話やホームページからのお問合せで郵送を希望する旨のご連絡をいただいた場合には郵送対応しております。</p> <p>2について                      提出期間につきましては、大阪府へ審査を依頼するために吹田市においても処理が必要であり、締切直前に提出が殺到し、その後不備の修正などが必要となった場合に、11月の定時支払いに間に合わないといった事態を防止するため、短縮させていただいております。案内文に記載の提出期限を経過してから提出した場合でも、可能な限り早急に処理させていただいております。                      なお、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条第3項において、市町村長が行う事務として、各種届出や書類の提出が挙げられており、事務処理については、各市において行っております。</p> <p>3について                      所得状況届のほかに追加で書類退出が必要な世帯もあることから、一斉に郵送とすることはできかねます。                      また、大阪府へは原本の送付が必要であるため、用紙紛失のリスクを考慮すると、郵送を希望しない方に対してまで郵送することはできかねます。</p>	<p>障がい福祉室</p>	<p>R7.11.11</p>	<p>R7.11.25</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>令和7年8月12日(火)から8月29日(金)までに来庁が困難ですので、代替方法をご教示ください。</p> <p>また、特別な児童を介護している負担がある受給資格者に対して、窓口への来庁を強いる理由を教えてください。</p> <p>児童手当においては、郵送申請、電子申請、申請書類式のホームページ掲載がありますが、同等のことが特別児童扶養手当において、行えない理由を教えてください。</p> <p><a href="https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018219/1018222/1005540.html">https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018219/1018222/1005540.html</a></p> <p>何か法律的な決まりがあるのであれば納得しますが、運用上の問題でしたら、改善してください。</p> <p>また、大阪府の記載では、締切は9月11日とありますが、吹田市のみ短期間にする定めがあるのでしょうか。</p> <p><a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/o090135/kateishien/teate/tokubetsujihu.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/o090135/kateishien/teate/tokubetsujihu.html</a></p> <p>2、障がい福祉室→市民 2025/08/08 9:45</p> <p>〇〇様</p> <p>お世話になっております、吹田市役所障がい福祉室で特別児童扶養手当の担当をしております、〇〇と申します。</p> <p>ホームページからお問い合わせいただきました特別児童扶養手当の所得状況届の提出につきまして、下記のとおり回答いたします。</p> <p>期限内に来庁が困難な方は、郵送での提出も承っております。所得状況届原本を記入見本と合わせてご自宅に簡易書留で郵送させていただきますので、記入後ご返送いただきますようお願いいたします。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>原則来庁いただいている理由につきましては、主に2点ございます。まず、所得状況届原本に支払先や所得が印字されており、郵便事故等が発生した場合に個人情報の漏洩を防止するためです。また、郵送でご提出いただく場合、記入内容の不備が多く、市からの返送や再度ご郵送いただく時間を考慮すると、府への送付が遅れ11月の定時支払いに間に合わないといった事態が想定されるため、窓口で対応させていただくことにより、記入漏れ等をその場で解消できるように努めているためです。</p> <p>特別児童扶養手当の認定については、申請に必要な書類のうち、原本の提出を求めているものがあり(戸籍謄本や診断書等)、吹田市で受理した書類を判定機関である大阪府へ送付する必要があるため、電子申請の導入は現時点では困難です。郵送申請については現在もご希望される方には対応させていただいており、その旨をホームページでも掲載しています。申請書類のホームページ掲載につきましては、書類の提出誤りなどによる申請者の過度の負担を防ぐため現在実施しておりませんが、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>提出期間につきましては、大阪府へ審査を依頼するために吹田市においても処理が必要であり、他市町村と比較して受給者が多く、締切直前に提出が殺到し、11月の定時支払いに間に合わないといった事態を防止するため、短縮させていただいております。案内文に記載の提出期限を経過してから提出した場合でも、可能な限り早急に処理させていただいておりますので、ご了承いただければ幸いです。</p> <p>ご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。</p> <p>3、市民→障がい福祉室 2025/08/25 22:20</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>吹田市 福祉部 障がい福祉室 給付グループ 〇〇 様</p> <p>ご連絡ありがとうございます。</p> <p>期限内に来庁が困難な方は、郵送での提出も承っております。所得状況届原本を記入見本と合わせてご自宅に簡易書留で郵送させていただきますので、記入後、ご返送いただきますようお願いします。</p> <p>→簡易書留で書類が届きました。 記入ができたので、明日、特定記録郵便で送付予定です。</p> <p>また記載方法について疑義があります。 ⑦は、裏面をみると、対象児童の記載は不要ではないでしょうか。「受付日を空欄にするように」とありますが、吹田市が勝手に受付日を記載するのはおかしくないですか。</p> <p>原則来庁いただいている理由につきましては、主に2点ございます。 まず、所得状況届原本に支払先や所得が印字されており、郵便事故等が発生した場合に個人情報の漏洩を防止するためです。</p> <p>→郵便事故を防ぐことは困難であり、今回のように簡易書留も追跡調査や補償の判断ができるだけです。 また郵送で案内文が届いている時点で、特別児童扶養手当の受給者であることは分かりますし、支払先や所得が重要で、他の個人情報が漏れても良いと判断できないと思います。 本件に限らず、すべての通知書が個人情報が漏れてはいけない対象だと思うので、理由にならないと考えます。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>また、郵送でご提出いただく場合、記入内容の不備が多く、市からの返送や再度ご郵送いただく時間を考慮すると、府への送付が遅れ11月の定時支払いに間に合わないといった事態が想定されるため、窓口で対応させていただくことにより、記入漏れ等をその場で解消できるように努めているためです。</p> <p>→記入内容の不備がある一部の受給者のために、他の受給者に負担を強いるのは間違っていると思います。 受給者のミスにより定時支払いが遅延するのは致し方ないことではないですか。 上記の文書を案内文に記載した上で、郵送も対応可能であると明記すればよかったですのではないですか。 両面印刷の案内ですが、余白が十分にあり、記載可能だったはずで す。</p> <p>特別児童扶養手当の認定については、申請に必要な書類のうち、原本の提出を求めているものがあり(戸籍謄本や診断書等)、吹田市で受理した書類を判定機関である大阪府へ送付する必要があるため、電子申請の導入は現時点では困難です。</p> <p>→現時点では困難な旨、承知しました。</p> <p>郵送申請については現在もご希望される方には対応させていただいており、その旨をホームページでも掲載しています。</p> <p>→案内文には、「ご相談ください」としか記載がありませんでした。 案内文に記載しなかったのは、なぜでしょうか。 そちらの事務負担軽減のために、受給者に負担を強いているようにしか感じません。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>何度も言いますが、「特別な対応が必要な児童であり、その監護をしている受給者」に対して、「大阪府の規定より短期間で窓口来庁を求める」負担を強いるのはおかしくないですか。</p> <p>申請書類のホームページ掲載につきましては、書類の提出誤りなどによる申請者の過度の負担を防ぐため現在は実施しておりませんが、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>→書類の記載がないことによって、申請者に過度な負担を強いていますので、いますぐ掲載してください。 「提出誤りになる可能性もあるので、事前のご相談をお勧めします」と案内すればよいのではないですか。 茨木市においては掲載されているようです。 隣の市では掲載できて、吹田市では掲載できない理由を教えてください。</p> <p>・茨木市(書式がアップされています) <a href="https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkof/syogai-fukushika/jkhjhuhuh/koufukanri/58863.html">https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkof/syogai-fukushika/jkhjhuhuh/koufukanri/58863.html</a></p> <p>提出期間につきましては、大阪府へ審査を依頼するために吹田市においても処理が必要であり、他市町村と比較して受給者が多く、締切直前に提出が殺到し、11月の定時支払いに間に合わないといった事態を防止するため、短縮させていただいております。案内文に記載の提出期限を経過してから提出した場合でも、可能な限り早急に処理させていただきますので、ご了承いただければ幸いです。</p> <p>→判定期間は大阪府ではないのですか。 吹田市の独自施策であったり、吹田市に判定機関があるのであれば、偏るのは分かります。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>他市町村と比較して受給者が多いというのであれば、そのデータをご提示ください。                      期間を短縮して、市民の負担を増やすのではなく、事務担当者を増やすなどの対策が本来だと思います。                      また予め、申請書を郵送すれば、窓口対応の負担も減るのではないですか。</p> <p>提出期間を短縮する権限が市町村にあるのでしょうか。                      根拠となる文書をご教示ください。</p> <p>私なりに調べましたが、吹田市として、提出期間を短期間に定められる根拠は分かりませんでした。                      また大阪府内の中核市においても、ホームページ上で期間を短縮している市は見つけられませんでした。</p> <p>・枚方市  <a href="https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000030552.html">https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000030552.html</a>                      ・高槻市  <a href="https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/36/2521.html">https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/36/2521.html</a>                      ・寝屋川市  <a href="https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kodomo/kodomowomamoruka/kodomotantou/1379554140711.html">https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kodomo/kodomowomamoruka/kodomotantou/1379554140711.html</a>                      ・八尾市「郵送不可」と記載があり、不適切であると考えます。  <a href="https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kosodatehien_teate/1003917/1003941/1003947.html">https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kosodatehien_teate/1003917/1003941/1003947.html</a>                      ・豊中市</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p> <a href="https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/shougai/syogaifukushi_shimin/teatenado/tokubetujidouhuyou.html">https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/shougai/syogaifukushi_shimin/teatenado/tokubetujidouhuyou.html</a>                      ・東大阪市  <a href="https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000003111.html">https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000003111.html</a>                      ・大阪府  <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/o090135/kateishien/teate/tokubetsujihu.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/o090135/kateishien/teate/tokubetsujihu.html</a>                      調べると、以下の法律に辿り着きました。                      特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令  <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/350CO0000000207">https://laws.e-gov.go.jp/law/350CO0000000207</a>                      特別児童扶養手当と特別障害者手当、障害児福祉手当が同一の取り扱いに見えるのですが、事務手続きは異なるのでしょうか。                      広報では、特別児童扶養手当は「用紙」、特別障害者手当と障害児福祉手当には「案内」を送付すると記載があります。                      運用が異なるのはなぜでしょうか。                      特別障害者手当と障害児福祉手当も同様に改善してください。  <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/040/045/HP1/R07_08_08-09.pdf">https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/040/045/HP1/R07_08_08-09.pdf</a>                      ご連絡をお待ちしております。                      4、障がい福祉室→市民                      2025/09/03 13:03                      ○○様                 </p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>お世話になっております、吹田市役所障がい福祉室の〇〇と申します。</p> <p>先日お問い合わせいただいた件につきまして回答いたします。</p> <p>⑦は、裏面をみると、対象児童の記載は不要ではないでしょうか。「受付日を空欄にするように」とありますが、吹田市が勝手に受付日を記載するのはおかしくないですか。</p> <p>&amp;gt;⑦は、扶養義務者がいない場合は対象児童を記載するよう大阪府から依頼があるため、該当者がいない場合は対象児童を記載いただいております。</p> <p>基本的に窓口にて日付を記載いただいておりますが、郵送の場合、受付不可の日付を書かれる方がおられ、修正のやり取りを再度郵便にて行うことで時間を要することから空白での提出をお願いしておりますが、今後のご案内については再度検討させていただきます。</p> <p>郵便事故を防ぐことは困難であり、今回のように簡易書留も追跡調査や補償の判断ができるだけです。</p> <p>また郵送で案内文が届いている時点で、特別児童扶養手当の受給者であることは分かりますし、支払先や所得が重要で、他の個人情報が漏れても良いと判断できないと思います。</p> <p>本件に限らず、すべての通知書が個人情報が漏れてはいけない対象だと思うので、理由にならないと考えます。</p> <p>&amp;gt;普通郵便よりは、簡易書留の場合は直接郵便局員からお受け取りいただくことから、情報漏洩のリスクはかなり低減できると考えております。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>記入内容の不備がある一部の受給者のために、他の受給者に負担を強いるのは間違っていると思います。 受給者のミスにより定時支払いが遅延するのは致し方ないことではないですか。 上記の文書を案内文に記載した上で、郵送も対応可能であると明記すればよかったですのではないですか。 両面印刷の案内ですが、余白が十分にあり、記載可能だったはずで す。</p> <p>&amp;gt; 定期支払が停止されてしまうと生活が困窮される受給者もおられることから、可能な限り多くの方の支払いが間に合うように配慮させていただいております。 ご意見を踏まえ、来年度の案内の記載は検討させていただきます。</p> <p>案内文には、「ご相談ください」としか記載がありませんでした。 案内文に記載しなかったのは、なぜでしょうか。 そちらの事務負担軽減のために、受給者に負担を強いているようにしか感じません。 何度も言いますが、「特別な対応が必要な児童であり、その監護をしている受給者」に対して、 「大阪府の規定より短期間で窓口来庁を求める」負担を強いるのはおかしくないですか。</p> <p>&amp;gt; 提出が間に合わない場合は定期支払には間に合わない場合があることなど注意点を口頭できちんとご説明させていただきご納得いただいた上で、郵送でのご提出をしていただくため一度ご相談いただくように案内文には記載しております。ご意見を踏まえ、次年度以降の記載内容については検討させていただきます。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>書類の記載がないことによって、申請者に過度な負担を強いていますので、いまずぐ掲載してください。</p> <p>「提出誤りになる可能性もあるので、事前のご相談をお勧めします」と案内すればよいのではないですか。</p> <p>茨木市においては掲載されているようです。</p> <p>隣の市では掲載できて、吹田市では掲載できない理由を教えてください。</p> <p>&amp;gt;本市でも技術的には可能ですが、大阪府にも確認したところ、本市と同様の趣旨で掲載をしていないとのことでしたので、現在のところ掲載は見送らせていただきます。同様のお声が多数寄せられた場合や、大阪府からの指導があった場合には再度検討させていただきます。</p> <p>判定期間は大阪府ではないのですか。</p> <p>吹田市の独自施策であったり、吹田市に判定機関があるのであれば、偏るのは分かります。</p> <p>他市町村と比較して受給者が多いというのであれば、そのデータをご提示ください。</p> <p>期間を短縮して、市民の負担を増やすのではなく、事務担当者を増やすなどの対策が本来だと思います。</p> <p>また予め、申請書を郵送すれば、窓口対応の負担も減るのではないですか。</p> <p>提出期間を短縮する権限が市町村にあるのでしょうか。</p> <p>根拠となる文書をご教示ください。</p> <p>私なりに調べましたが、吹田市として、提出期間を短期間に定められる根拠は見つかりませんでした。</p> <p>また大阪府内の中核市においても、ホームページ上で期間を短縮している市は見つけれませんでした。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>&gt;判定機関は大阪府ですが、ご提出された書類をそのまま大阪府に送るだけではなく、記載内容に誤りがないかなど、本市にてその内容を精査する必要があります。</p> <p>過去の担当者からの引継ぎ事項として「本市は他市と比較して受給者が多いため、期間を短縮している」と聞いておりますが、具体的なデータにつきましては、持ち合わせておりません。</p> <p>なお、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条第3項において、市町村長が行う事務として、各種届出や書類の提出が挙げられており、事務処理については、各市において行っております。北摂他市に確認させていただいたところ、期間を短縮している市も複数あり、郵送対応は行わず必ず来庁をお願いしている市も複数ございました。</p> <p>事務担当者の増員につきましては、全庁的な職員配置のバランスもあり難しく、現在のところ予定はないものと考えます。</p> <p>特別児童扶養手当と特別障害者手当、障害児福祉手当が同一の取り扱いに見えるのですが、事務手続きは異なるのでしょうか。</p> <p>&gt;事務手続きは異なります。特別障がい者手当、障がい児福祉手当は本市にて受給要件に該当するか審査をし、振込の手続きも行っておりますが、特別児童扶養手当については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条において市町村長が行う事務として定められた事務についてのみ行っております。</p> <p>広報では、特別児童扶養手当は「用紙」、特別障害者手当と障害児福祉手当には「案内」を送付すると記載があります。</p> <p>運用が異なるのはなぜでしょうか。</p> <p>特別障害者手当と障害児福祉手当も同様に改善してください。</p> <p>&gt;先述のとおり、特別児童扶養手当と、特別障がい者手当・障がい児福祉手当は法令に基づき行っている業務の範囲に違いがあり、現況届・所得状況届の記載内容も異なるため、運用にも差がございます。特別障がい者手当・障がい児福祉手当は記載事項が少ないことから、窓口の混雑緩和のために、今年度は試行的に郵送による提出とすることとし、市報にも「用紙を送付します」と掲載しております。</p> <p>最後に、繰り返しになりますが、特別児童扶養手当の所得状況届については、記入誤りがかなり多い書類となっているため、基本的には来庁により一度で手続きが完結するようにご案内をしております。ただし、本市においてはご来庁が困難な方に配慮し、郵送での提出にも対応しており、他市の状況を勘案しても、特に過度な負担を強いているものではないと考えております。郵送でも対応できる旨の説明については、次年度のご案内の記載内容について検討いたします。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>【再々依頼】市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。</p>	<p>何度も訴えておりますが、市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を行なってください。</p> <p>先日いただいた回答では、質問の答えになっていないと考え、再度、投稿します。</p> <p>曖昧な回答でごまかさず、納得できる明確な答えをお願いします。やさしい日本語を意識してわかりやすい説明をお願いします。</p> <p>障がい福祉室だけの凝り固まった意見ではなく、吹田市として真摯な対応をお願いします。</p> <p>1、議題に追加できない理由は何か明確に回答してください。</p> <p>2、その後、障がい福祉室より全課にどのような周知を行ったのか、教えてください。</p> <p>3、字幕表示についてのガイドラインを作成してください。</p> <p>手話言語条例に基づくの差別解消法に基づくのか、どちらでもいいので、負担を軽減してください。すでにガイドラインがあるのであれば、明示してください。内容も知りたいです。</p> <p>4、日本語字幕表示の示す「字」や要約に筆記を示す「要」などの表記を市報に追加してください。</p> <p>5、いつになれば、各担当課に問い合わせることなく、日本語字幕表示のある各種企画に参加できるのでしょうか。</p> <p>本来、どの項目も方針策定時に検討されたらよかった内容かと思いませんし、ありきたりで、指摘されなければ気づかないような難しい内容ではないと考えます。</p> <p>単なる検討不足かと思えますし、身のある方針になっていないのであれば、大変腹が立ちます。</p> <p>以下、対応経過</p>	<p>1、議題に追加できない理由は何か明確に回答してください。</p> <p>前回ご回答させていただいたとおり、まずは、推進方針に基づく取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度取組について、全室課に照会を行い、回答内容を取りまとめているところです。</p> <p>今後は、取りまとめた内容をもとに、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。</p> <p>日本語字幕表示の取組を会議の議題として追加できない理由につきましては、会議では、毎年度の進捗確認を行うことが定められているとともに、限られた時間の中で全体の進捗状況を確認することになりますので、新たな個別案件を随時追加することが難しいためです。</p> <p>映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。</p> <p>(担当:障がい福祉室)</p> <p>2、その後、障がい福祉室より全課にどのような周知を行ったのか、教えてください。</p> <p>字幕表示の事例については、庁内の合理的配慮推進会議にて関係部局間で情報共有を行い、会議内容についても庁内の電子ネットワークにて周知を行っております。</p> <p>(担当:障がい福祉室)</p> <p>3、字幕表示についてのガイドラインを作成してください。</p> <p>手話言語条例に基づくの差別解消法に基づくのか、どちらでもいいので、負担を軽減してください。すでにガイドラインがあるのであれば、明示してください。内容も知りたいです。</p> <p>イベントや会議等の実施の際、合理的配慮の観点を確認できるチェックリストを作成しており、チェックリストの項目に字幕表示の項目も記載しております。</p>	<p>障がい福祉室、広報課</p>	<p>R7.11.11</p>	<p>R7.11.25</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>〇〇様</p> <p>令和7年8月26日に市民の声(No.8361)でいただきましたご要望、ご質問につきまして、以下のとおり回答させていただきます。</p> <p>1、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議で本件を議題に追加してください。 「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針 第5 推進体制 3 方針の見直し 障がい福祉計画に合わせて、3年ごとの見直しを基本としますが、2の会議体でいただいた意見を踏まえて柔軟に対応していきます。」とありますので、柔軟に対応できるはずです。 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/036/267/syosai3.pdf">https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/036/267/syosai3.pdf</a></p> <p>⇒(障がい福祉室回答) 前のご回答させていただいたとおり、まずは、推進方針に記載されている取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度における取組の進捗状況について、現在、全室課に照会を行っています。 取りまとめた回答結果をもとに、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。 映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。</p> <p>2、議題に追加できない場合、その理由を教えてください。 ⇒(障がい福祉室回答) 1と同じ回答です。</p>	<p>イベントを実施する担当室課がチェックリストを適時活用できるよう、周知を行ってまいります。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>4、日本語字幕表示の示す「字」や要約に筆記を示す「要」などの表記を市報に追加してください。 市報すいたでは、各催し等の担当室課からの依頼に基づき、日本語字幕や要約筆記がある場合には「字幕あり」「要約筆記あり」等の記載をしております。 (担当:広報課)</p> <p>5、いつになれば、各担当課に問い合わせることなく、日本語字幕表示のある各種企画に参加できるのでしょうか。 担当室課において、日本語字幕表示をはじめとする必要な合理的配慮の提供が適切に行われるよう、引き続き周知を行ってまいります。 (担当:障がい福祉室)</p>			

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>3、本件について、方針策定時に議論したのかどうか教えてください。 ⇒(障がい福祉室回答) 推進方針策定時に、各室課が行っている取組を確認はしましたが、映画上映等における日本語字幕については、議論にはなりませんでした。</p> <p>4、合理的配慮として対応しているのであれば、字幕の表示の実施を いますぐ徹底し、市報すいた等で周知してください。 現時点で表記を確認できておりませんし、個別に担当課へ確認することは大変負担ですので、改善してください。 ⇒(障がい福祉室回答) 字幕表示を実施した際は、市報すいた等で実施内容を広報するよう、各室課において周知してまいります。</p> <p>□送信日時 2025-08-25 23:02:35</p> <p>□参照元URL <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018941/index.html">https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018939/1018941/index.html</a></p> <p>□送信LogNo 621</p> <p>【再度依頼】市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。</p> <p>&lt;ご意見等の内容&gt; 障がい福祉室 御中</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>1、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議で本件を議題に追加してください。  「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針 第5 推進体制 3 方針の見直し 障がい福祉計画に合わせて、3年ごとの見直しを基本としますが、2の会議体でいただいた意見を踏まえて柔軟に対応していきます。」とありますので、柔軟に対応できるはずです。  <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_001/036/267/syosai3.pdf">https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_001/036/267/syosai3.pdf</a>  2、議題に追加できない場合、その理由を教えてください。  3、本件について、方針策定時に議論したのかどうか教えてください。  4、合理的配慮として対応しているのであれば、字幕の表示の実施をいまずぐ徹底し、市報すいた等で周知してください。  現時点で表記を確認できておりませんし、個別に担当課へ確認することは大変負担ですので、改善してください。  本件について、新規予算や人員の手配、資料の作成は不要であり、仕組みが構築できれば、過度な負担はないと考えますので、早急な対応を望みます。</p> <p>以下、回答  【市民の声(No.8320)の障がい福祉室の回答について】</p> <p>・「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」に市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。  追加できないのであれば、できない理由を説明してください。  またこれまで議論をされたのかどうかも教えてください。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>⇒(障がい福祉室回答)</p> <p>「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」は3年ごとの見直しを基本とし、年1回の庁内での進捗状況の確認や障がい当事者や有識者による吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会でご意見をいただきながら、施策を進めてまいります。</p> <p>まずは、推進方針に記載されている取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度における取組の進捗状況について、現在、全室課に照会を行っています。</p> <p>取りまとめた回答結果をもとに、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。</p> <p>映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。</p> <p>・上記の方針に記載がないとしても、合理的配慮の一環として実施してください。過度な負担には至らないと思いますが、実施しないのであればできない理由を説明してください。</p> <p>⇒(障がい福祉室回答)</p> <p>本市では、市が実施するイベント等の際に、留意する合理的配慮として、全市民視聴対象となっている動画には字幕を付けることを掲げております。</p> <p>引き続き適切な合理的配慮の推進に向け周知してまいります。</p> <p>市のイベントでの映画上映等において、日本語字幕表示の実施と日本語字幕表示の旨を周知してください</p> <p>&lt;ご意見等の内容&gt;</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>令和7年度(2025年度)市民の声と市の回答24にて、  <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/page_001/039/236/R7.6.pdf">https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/page_001/039/236/R7.6.pdf</a>                      吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」控え                      LNo.260の回答がない件について</p> <p>・市民の声                      吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する                      条例の趣旨としても、過度な負担がない範囲で映画上映等において、                      日本語字幕表示を行うべきであり、日本語字幕表示を行っている                      旨を周知すべきだと考えます。                      市報すいたを見る限りでは、男女共同参画センターデュオには日本語                      字幕表示の記載が確認できますが、それ以外に見当たりません。市役                      所全体で日本語字幕表示の実施と周知について、行われているか調                      査および適切な対応をしてください。</p> <p>・市の回答                      障がい福祉室より                      貴重な御意見をいただきありがとうございます。                      令和6年12月に策定された「吹田市手話言語の普及及び障害者の意                      思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」において、推進方針                      ごとに進めるべき市の取組として「市が発信する動画や市議会本会議                      放映システムでの字幕表示」を定めており、全庁的な周知を実施して                      いるところです。                      また、推進方針ごとに進めるべき市の取組の進捗状況について、毎                      年、全室課に照会を行います。その照会において、進捗状況の確認を                      行うとともに、再度周知を行う予定です。</p> <p>御意見いただきました映画上映等における日本語字幕表示の実施に                      ついては、調査の予定はございませんが、取組事例として、機会を捉                      えて周知してまいります。また、市報すいたにおける日本語字幕表示                      の記載については、統一的なものはございません。                      (担当:障がい福祉室)</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会7	<p>10月17日に障がい福祉室の〇〇に電話でお問い合わせし、前回頂いた回答が不十分であると伝え、再回答を求めました。 改めて質問文を送付するようにとのことでしたのでここに送付いたしますが、電話でお伝えしたことも踏まえた上でご回答お願いいたします。</p> <p>■「会議が機能していなかった」について</p> <p>市はこれまで、</p> <p>&gt;『全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する』ということ、策定プロセスにおいて十分に行うことができていなかった」とは考えていますが、それがすなわち「会議が機能していなかった」とは思っておりません。</p> <p>と回答されていますが、当方が「会議が機能していない」と表現したのは、「意見反映のプロセスが十分に実現されなかった」という意味だとすでに説明しております。 市は「意見反映のプロセスが十分に実現されなかった」ことはすでにお認めになっております。論点を「会議が機能していたかどうか」に逸らさず、「会議が機能していない」を「意見反映のプロセスが十分に実現されなかった」に読み替えて改めてご回答ください。</p> <p>■質問2と質問3について</p> <p>●質問2 質問の趣旨は「地域自立支援協議会の活動により整備された具体例は何か」というものです。 市は「既に回答済み」とされていますが、当方はそれが具体例に該当しないと指摘しています。</p> <p>したがって、以下のいずれかを明確に示してください。 1. 当方の指摘に対する反論 2. 「地域自立支援協議会の活動により整備された具体例」の提示</p> <p>●質問3 委員が14名に決定した件についてです。 電話で「会議で決定していない事項を議事録で勝手に決めることが許されるのか」と尋ねたところ、返答がありませんでした。 したがって、以下を明確にお答えください。 - 委員を14名とすることが、会議で決定されなかったにもかかわらず議事録で決定されることは、吹田市役所として許容される行為であるとお考えか。</p>	<p>「会議が機能していなかった」について 「意見反映のプロセスが十分に反映されなかった」に読み替えて、以下のとおり回答します。 この10年間において、自立支援協議会の運営について、会議運営に取り組む職員の技量や障がいのある方への相談・支援体制が未成熟な部分はあったと認識しておりますが、障がい者相談支援センターや地域活動支援センター等の、地域で障がいのある方を支える支援体制の整備も進んでいく中で、職員の会議運営の技量や協議・協働する体制も徐々に成熟してきたものと考えております。 そのため、令和9年度に向けた次期計画策定に向けては、以前にお示しさせていただきましたとおり障がい者施策推進専門分科会と地域自立支援協議会の連携を図り、意見反映のプロセスが十分に機能するよう、進めてまいりたいと考えております。</p> <p>「質問2」について 〇〇様の仰る「意見聴取は自立支援協議会の活動の一環として認められない」との見解に立ちますと、地域自立支援協議会の活動により整備された具体例はございません。</p> <p>「質問3」について 委員を14名とすることについて、当時、当事者会の中で色々な御意見はあったものの、当事者会として14名を委員とするという方向性に至ったとの市の認識ではございますが、当時の会議において、そのことに対する丁寧な確認ができていなかったこと、それにより、〇〇様に御不快な思いをさせてしまったことについては、当時の担当に代わり謝罪させていただきます。 大変申し訳ございませんでした。 今後はより丁寧な会議運営に取り組んでまいります。</p> <p>何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	障がい福祉室	R7.10.20	R7.10.31

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C86-「東京2025デフリンピック」について市民に紹介・周知が必要。	<p>標題について、国際ろう者スポーツ委員会が主催で、2025年11月15日から26日(12日間)開催され、東京で開催される夏季デフリンピック競技大会は、日本では初めての開催であり、また1924年にパリで第1回デフリンピックが開催されてから、100周年の記念となる大会になります。参加国は、70から80か国・地域。競技は21競技が行われます。</p> <p>1)吹田市のHPでは、“東京2025デフリンピック”の名前を冠したタイトルは、新着情報には有りません。何とか見つけたのは、10月15日に市HPに掲出された「手話言語の国際デー(ブルーライトアップ)」のサイトの中の1行のみです。⇒10月15日の市HPの新着情報には、掲出がされていない事から先ず市民には、周知が出来ていないと思います。 ⇒添付画像。C86-“手話言語の国際デー”のサイト。すいたんが応援旗を</p> <p>2)「東京2025デフリンピック」に出場される吹田市出身の選手の方は、おられますのでしょうか？</p> <p>※素直な疑問「世界から選手・関係者が来られますが、手話の世界。言語が異なる中での通訳ってイメージが湧きません。教えて下さい。 ※市議会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 現在、本市ホームページを作成中です。お待たせして申し訳ございません。また、開幕直前にはSNSで市民に対し応援を呼びかける投稿も予定しております。</p> <p>2)について 吹田市出身の選手は、女子バレーボールに成丸奈美(いぬまるなみ)選手が出場されます。 世界共通の手話として国際手話があり、国際手話を用いてデフリンピックにおいてはコミュニケーションが取られます。国際手話から日本手話に通訳し、それを日本語音声に通訳するというようにリレー形式にて通訳されることとなります。</p>	障がい福祉室	R7.10.20	R7.10.28

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会6	<p>9月29日に電話にて、市職員が当方の質問を取り違えている点について、以下のとおり説明いたしました。改めて文書にて回答をお願いいたします。</p> <p>●「地域自立支援協議会が機能していなかった」との表現について                      当方がこの表現で指しているのは、「地域自立支援協議会が10年以上開催されていないが、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」という事実です。                      本意が正しく伝わるよう、上記の意味に読み替えた上で、再度ご回答ください。</p> <p>●質問2と質問3について                      市のご回答では「回答が必要とのことであれば、どういった質問かを再度、明確にしてください」と記載されていました。                      しかし、当方の質問文には既に明確に記載しており、再提示を求められる理由がありません。                      なぜこのような不適切な回答になったのか、ご説明をお願いします。                      また、事務処理上の不備であると考えますので、謝罪も併せて求めます。</p>	<p>本市といたしましては、障がい福祉計画策定において『全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する』ということは策定プロセスにおいて十分にできていない」との認識にはありますが、〇〇様ご指摘の「地域自立支援協議会が10年以上開催されていないが、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」という見解ではございません。</p> <p>令和7年9月12日付けでいただいたご質問に対し『全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する』ということは策定プロセスにおいて十分にできていない」という点につきまして、以下のとおり改めて回答いたします。</p> <p>【質問1-1①】                      ・「この10年間、会議を機能させるためにどのような努力を行ったのか、なぜそれで機能しなかったのか」について                      【回答】                      「計画策定に当たり、自立支援協議会の意見を反映するためにどのような努力を行ったか」と読み替え、以下回答いたします。                      この10年間も、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定の際には、地域自立支援協議会全体会議において、計画について報告し、意見聴取を行うという努力はいたしました。自立支援協議会全体としての課題の整理、計画策定スケジュールと自立支援協議会全体会議開催スケジュールの調整などについて課題はあったと考えております。</p> <p>【質問1-1②】                      ・「当事者会において、私が会議が機能していないことを指摘したにもかかわらず議事に反映されませんでした。会議を改善する意志があるなら、なぜ反映しなかったのか」について</p>	障がい福祉室	R7.9.30	R7.10.14

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>【質問1-1③】 「会議を運営するファシリテーションの技術は、市職員に通常求められる基本的な職務能力と理解しております。それにもかかわらず、なぜ会議が適切に運営できなかったのか」について</p> <p>【質問1-1④】 「10年間の努力で成果が出なかったにもかかわらず、今後も努力するだけで成果が出ると考える根拠」について</p> <p>【回答】 前回の9月26日付けの回答のとおりです。</p> <p>【質問1-2①】 「会議が機能していなかったという認識ではございません。それは最初の回答の、 &gt;全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは策定プロセスにおいて十分に 行うことができず と矛盾しております。どちらが正式な見解なのか明確にしてください。」について</p> <p>【回答】 「『全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する』ということ、策定プロセスにおいて十分に 行うことができている」とは考えていますが、それがすなわち 「会議が機能していなかった」とは思っておりません。</p> <p>【質問1-2②】 また、「10年以上開催されていながら、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」ことを大きな問題と認識しているのかどうか、明らかにしてください。</p>			

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>【回答】                      前回の計画策定時には、「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということが十分にできておらず、書面による意見集約に留まった点は、次回、改善をしていきたいと考えております。                      改善すべき課題であるとは認識しておりますが、〇〇様が以前「責任を取る行為」として例示された職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表などを必要とする問題ではないという認識でございます。</p> <p>【質問1-3】                      「地域自立支援協議会にかかる職員の人件費等の算出は困難                      「会議回数×参加職員数×平均滞在時間×平均職員時給＝概算人件費」で概算可能です。                      会議にかかった費用が不明なのであれば、10年間会議が機能していなかったことがどれだけ大きな問題なのかも判断がつかない筈です。費用が不明な段階で「責任を取る必要がない」と判断した根拠を明らかにしてください。」について</p> <p>【回答】                      計画策定プロセスにおいて、「全体会議として検討した課題を基に専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは十分に行うことができていなかったとの認識ですが、計画策定における地域自立支援協議会への意見聴取は、障害者総合支援法における努力義務であるため、概算人件費が不明であるために大きな問題なのか判断がつかないとのこと指摘には当たらないと考えております。                      ただ、課題はあるという認識であるため、今回の計画策定においては改善を図ってまいります。                      改善し、取り組んでいく内容につきましては、9月26日付けの質問1-1の回答④のとおりです。</p>			

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>【質問2と質問3】                      市のご回答では「回答が必要とのことであれば、どういった質問かを再度、明確にしてください」と記載されていました。                      しかし、当方の質問文には既に明確に記載しており、再提示を求められる理由がありません。                      なぜこのような不適切な回答になったのか、ご説明をお願いします。                      また、事務処理上の不備であると考えますので、謝罪も併せて求めます。</p> <p>【回答】                      ○○様の質問については、以下傍線部分でお示しのとおり                      「【質問2】他の質問でもこの回答が多いですが、このような回答をくり返すことは、市職員に中学生レベルの国語力がない(=職務遂行能力がない)ことを示すこととなりますのでご注意ください。」                      「【質問3】                      ●問題                      ・全体的に文章が不明瞭で、決定したかどうか不明瞭です                      ・決定したことを委員が了承していません。委員は決定について何も発言していません                      ・「調整が必要」「また進捗を報告する」は、委員選定が未確定であることを示しています                      &gt;「他の議事録も変更されています」との御意見につきましては、今後の議事録作成の際に留意させていただきます。                      何を留意するのか不明です。                      なぜ変更したのか、それが適切だったのかの説明もないままでは、留意しても無意味です。」                      との文章であり、どの部分が質問か明確ではなかったため、「質問と読み取れる部分がない」と判断したものであり、事務処理上の不備ではありません。</p>			

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>この件に関し、9月29日に〇〇様より電話にてお問い合わせのあった点については、以下のとおり回答いたします。</p> <p>【自立支援協議会の実績について】                      〇〇様は「自立支援協議会での意見聴取により実施した施策は、自立支援協議会の実績として認められない」とのご見解と存じます。しかし、市といたしましては、意見聴取も自立支援協議会の活動の一環として考えているため、〇〇様と本市における、見解の相違があるものと思います。                      地域自立支援協議会が、意見聴取のみならず、課題から実際の活動につながりそれが市の施策になるという一連の流れができる協議会となるよう、引き続き協議会とともに取り組んでまいります。</p> <p>【当事者会の委員14名について】                      〇〇様ご指摘の「決定したことを委員が了承していません。委員は決定について何も発言していません」につきましては、了承した発言はなかったものの、異議を申し立てる発言も確認できておりません。また、〇〇様のご指摘の「調整が必要」「また進捗を報告する」は、委員選定が未確定であることを示しています」につきましては、令和4年4月当事者会議事録の【結論】に記載の、「追加で選定する4名の方については、今回の判断に至った経緯を報告した上で、就任を承諾いただけるかの意向確認を行う。」「次回会議からは、就任を承諾いただいた方を含めて、当事者会運営を行う。」との記録のとおり、次回の令和4年5月の当事者会開催までに調整を行った結果、令和4年5月の議事録では、当事者委員14名が出席の上、自己紹介をされ、当該任期は14名を委員とするという方向性に至り、御活動いただいたと認識しております。                      また、その後の当事者会の記録においても、委員定数に関して議論をされたという記録は確認できませんでした。                      そのため、当事者会の他の委員も了承の上、進めてきたものと考えています。</p> <p>また、改めて文書での回答が必要な場合は、お電話では頂いた質問に市として正確に回答をすることが難しいため、文書にてお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。</p>			

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>C58-2「麻しん(はしか)患者発生に伴う注意喚起」について、市民に周知が必要。</p>	<p>標題について、9月8日に大阪府がHPで注意喚起をされ、9月8日に豊中市がHPで、またメディアも報道「感染者が、大阪メトロ御堂筋線、北大阪急行電鉄を利用した方」。9月9日に吹田市のHPに掲載がされていない事から、9月9日に投稿。9月22日に回答を頂きましたが、提言です。                      [9/22-市回答]:本市ホームページに大阪府リンクを掲載いたしました。⇒新着情報に掲載なし                      ⇒添付画像。C58-2。麻しん患者発生に伴う注意喚起。9月8日-ABCニュース・読売テレビ                      ⇒添付画像。C58-2。麻しん患者発生に伴う注意喚起。9月8日-豊中市                      ⇒添付画像。C58-2。麻疹に注意。市民病院HP 9月16日                      ⇒添付画像。C58-2。麻しん患者発生に伴う注意喚起。吹田市-9/17-サイト                      ⇒添付画像。C58-2。麻しん患者発生に伴う注意喚起。吹田市。9月17日の新着に掲載なし                      1)上記の画像情報から、吹田市の9月17日のサイトの更新は、遅いと思います。今後、市HP新着情報への掲載をされた場合、何これ！って感じになってしまいます。                      2)個人的には、健康医療部 地域保健課は、今後の市民への即応周知体制が必要と思います。                      3)今回の麻疹発生で、大阪府から吹田市への情報提供は、吹田保健所(推測)へと思いますが、いつ受信されましたか？。また保健所から地域保健課へは、いつ情報提供がありましたか？。                      4)追伸:私への回答メールのタイトルが「市民の声の回答について」ですが、これではメールの内容が類推できません。                       ※“安全・安心のまちづくり宣言”の主管部所である、危機管理室に供覧を願います。                      ※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員長に供覧を願います。                       ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>【Q1への回答】                      ご指摘のとおり、今回の対応は時期を逸した情報発信となりました。今回の事案は、本市が滞在先ではなく通過点だったこともあり、リスクは低いと判断し、情報発信のタイミングが遅れたものです。</p> <p>【Q2への回答】                      ご指摘のとおり、市民に周知が必要な感染症に関する情報発信については、課内で速やかに判断、対応できるよう取り組んでまいります。</p> <p>【Q3への回答】                      今回の事案は、大阪府が公表を行うタイミングと同時に本市に情報提供がありました。</p> <p>【Q4への回答】                      ご指摘の内容を踏まえ、回答メールのタイトルには、件名を記載した上で、回答内容を送付いたします。</p>	<p>地域保健課</p>	<p>R7.9.25</p>	<p>R7.10.2</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C62-「吹田市保健所の外壁に取り付けの蛍光灯の傾斜が気になります」他。	<p>1)吹田市保健所裏口の外壁に取り付けの蛍光灯の傾斜(約45度)があり、 ⇒添付画像。C62。保健所の外壁の蛍光灯傾斜 ・もしかして、照射方向・範囲を考えて取り付けられるのか、それとも取り付けボルト・ナットのゆるみなのか不明ですが、器具の傾斜が気になります。 ・経年劣化も感じられ、器具の防水ゴムの劣化により強風・雨水の浸水による漏電の可能性も考えられます。⇒点検されたし。</p> <p>2) 保健所のロビーに設置の大型扇風機の電源コードが、電工ドラムに巻いたまま使用されており、発熱による火災の恐れがあります。 ⇒添付画像。C62。保健所・大型扇風機の電工ドラム ⇒添付画像。C62。電工ドラムは巻いたまま使うな</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1 外壁取り付けの蛍光灯について 蛍光灯の傾斜については、取り付け金具の緩みによるものと考えられます。 当該蛍光灯は、竣工時から設置されているものですが、保健所周辺の電灯等を考慮すると、設置の意義が薄れてきているように思われます。そのため、今後の安全対策につきましては、撤去も考慮しつつ、対応させていただきます。</p> <p>2 ロビー設置の大型扇風機の電源コードについて ご指摘のとおり、電工ドラムに撒いたままの使用は安全面に問題があるため、使用方法を見直させていただきます。</p>	保健医療総務室	R7.9.11	R7.9.26
吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会5	<p>■【質問1】について</p> <p>●【質問1-1】 &gt;努力はいたしました、十分ではなかったため今後も改善すべき課題はあると認識しております</p> <p>以下について具体的にご回答ください。</p> <p>・この10年間、会議を機能させるためにどのような努力を行ったのか、なぜそれで機能しなかったのか ・当事者会において、私が会議が機能していないことを指摘したにもかかわらず議事に反映されませんでした。会議を改善する意志があるなら、なぜ反映しなかったのか ・会議を運営するファシリテーションの技術は、市職員に通常求められる基本的な職務能力と理解しております。それにもかかわらず、なぜ会議が適切に運営できなかったのか ・10年間の努力で成果が出なかったにもかかわらず、今後も努力するだけで成果が出ると思える根拠</p> <p>●【質問1-2】 &gt;会議が機能していなかったという認識ではございません</p> <p>それは最初の回答の、 &gt;全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは策定プロセスにおいて十分に行うことができずと矛盾しております。どちらが正式な見解なのか明確にしてください。</p>	<p>【質問1-1①】について この10年間においても、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定の際には、地域自立支援協会全体会議において、計画について報告し、意見聴取は行ってきたところです。 また、「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは、策定プロセスにおいて十分に行うことができていると認識しておりますが、地域自立支援協議会が機能していなかったとは考えておりません。</p> <p>【質問1-1②】について 「議事に反映されなかった」とは、議事録に反映されていないというご指摘でしょうか。そうであれば、恐れ入りますが、議事録の修正が可能かどうかを含め、正確に回答させていただくため、議事録のどの箇所をどのように修正されたいのか、具体的にご教示いただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>【質問1-1③】について 会議の運営は、事務局である市職員のみではなく、議事の進行は会長にも担っていただいています。 また、会議に参加する委員とも一緒に進めていくものであり、市職員のファシリテーション能力のみによって、会議の運営が機能するかどうかは決まるものではないと認識しております。 また、繰り返しになりますが、地域自立支援協議会が全て機能していなかったとは考えておりません。</p>	障がい福祉室	R7.9.12	R7.9.26

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>また、「10年以上開催されていないながら、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」ことを大きな問題と認識しているのかどうか、明らかにしてください。</p> <p>●【質問1-3】 &gt;地域自立支援協議会にかかる職員の人件費等の算出は困難</p> <p>「会議回数×参加職員数×平均滞在時間×平均職員時給＝概算人件費」で概算可能です。</p> <p>会議にかかった費用が不明なのであれば、10年間会議が機能していなかったことがどれだけ大きな問題なのかも判断がつかない筈です。</p> <p>費用が不明な段階で「責任を取る必要がない」と判断した根拠を明らかにしてください。</p> <p>■【質問2】【質問3】について</p> <p>前回の質問の【質問2】【質問3】にご回答いただいております。ご回答ください。</p> <p>このような事務処理上の不備が見受けられますので、ご注意ください。</p>	<p>【質問1-1④】について 令和7年度から令和8年度にかけて、次期計画である第5期障がい者福祉計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定を進めているところですが、今回の策定プロセスにおいては、地域自立支援協議会の全体会議委員が障がい者施策推進専門分科会の計画策定作業部会に参画することになりました。</p> <p>これにより、地域自立支援協議会の意見を計画に反映できるようになるものと考えております。</p> <p>引き続き、地域自立支援協議会と障がい者施策推進専門分科会それぞれの長も含めて連携にかかる検討を進めるなど、新たな取組を進めていることから、前回の計画策定時に十分にできていなかった点を改善できるものと考えております。</p> <p>【質問1-2①】について 「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは、策定プロセスにおいて十分に行うことができていなかったことは認識しておりますが、障がい者等が、自立し安心して日常生活や社会生活が営むことができる地域社会の実現に向け、支援体制等に関する諸課題について、地域自立支援協議会で協議・協働に努めてきたと認識しており、会議が機能していなかったという認識ではございません。</p> <p>【質問1-2②】について 前回の計画策定時には、書面による意見集約に留まった点は、次回、改善をしていきたいと考えておりますが、全体会議としての意見反映のプロセスが一度も実現されていないとは認識しておりません。</p>			

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		<p>【質問1-3】について                      繰り返しになりますが、計画策定プロセスにおいて、「全体会議として検討した課題を基に専門分科会において施策化を検討し、計画に反映するという事は十分に行うことができていなかった」との認識ですが、計画策定における地域自立支援協議会への意見聴取は、障害者総合支援法における努力義務であり、〇〇様が以前「責任を取る行為」として例示された職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表などを行う必要はないとの判断に至りました。</p> <p>また、この10年間においても、障がい者等が、自立し安心して日常生活や社会生活が営むことができる地域社会の実現に向け、支援体制等に関する諸課題について、地域自立支援協議会で協議・協働に努めてきており、会議が機能していなかったという認識ではなく、概算人件費が不明であるために大きな問題なのか判断がつかないとのこと指摘には当たりません。</p> <p>【前回の質問2】について                      市からの回答に対する〇〇様のご意見として、承らせていただきました。                      回答が必要とのことであれば、こういった質問かを再度、明確にしてください。</p> <p>【前回の質問3】について                      市からの回答に対する〇〇様のご意見として、承らせていただきました。                      回答が必要とのことであれば、こういった質問かを再度、明確にしてください。</p>			
民泊について	<p>大阪は現状民泊は高い水準にあります。                      吹田市市民として、民泊は必要ありません。市民が大迷惑するだけです。排外主義と勘違いしないで下さい。外国人を駄目と言ってる訳では無いです。日本の治安守ら無い人多いのが、駄目なだけです。                      ましてやアフリカホームタウンプロジェクトがいつ吹田市に標的にされるのら困るし、阪大に微生物研究所がありますが、エボラ等のアフリカに多い研究されても困ります。是非、吹田市長が毅然とした考えを示して市民を頼みます。</p>	<p>本市は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(いわゆる「特区民泊」)は、市民の住環境の悪化は避けなければならないとの方針のもと実施しておらず、今後もこの方針は変わりません。                      なお、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(いわゆる「民泊」)は、住宅を旅行者などに有料で宿泊させる事業のことで、年間180日以内の営業日数の制限があります。</p>	衛生管理課	R7.9.22	R7.9.26

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C67-「大阪府大学生等若者への食費支援事業」について市民に周知が必要	<p>大阪府が、大学生等若者への食費支援事業を始めます。(令和7年7月29日更新)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物価高騰の影響が長期化する中、子育て世帯に準じて強く影響を受ける若者を支援するために、大学生年齢(19歳～22歳)の若者に、米またはその他食料品を給付いたします。</li> <li>・申請受付期間が、令和7年9月16日(火曜日)午前9時00分から12月16日(火曜日)午後11時59分までの記載があり、吹田市のHPで本日、15時時点で児童部子育て政策室の掲出が無いのでの投稿。 ⇒添付画像。C67-「大阪府大学生等若者への食費支援事業」</li> </ul> <p>※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。⇒他市では、既にHPで周知されています。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>大阪府大学生等若者への食費支援事業については、本日付けで吹田市ホームページにて掲載しております。対応が遅くなり申し訳ございません。</p> <p>なお、本事業の対象年齢が19歳以上であることから、健康・福祉にかかるページに掲載しております。</p>	福祉総務室	R7.9.12	R7.9.25
C51-「令和7年度 第1回 国民健康保険運営協議会」の開催について市民への周知が必要。	<p>標題について、健康医療部のサイトに、2025年8月29日に掲出がされていますが、市HP(Top頁)の到着情報に掲出がされていませんでした。</p> <p>⇒添付画像。C51-国民健康保険運営協議会開催案内のサイト。8/29</p> <p>⇒添付画像。C51-国民健康保険運営協議会開催案内。到着情報8/29に無し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイトには、傍聴受付についての説明文が記載されていることから、市民への周知は必要と思います。</li> </ul> <p>※広報課に供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>「令和7年度 第1回 国民健康保険運営協議会の開催」については、ホームページの到着情報として掲載できておりませんでした。運営協議会の開催情報は、市民への周知が必要な情報であることは、国民健康保険課も認識しております。</p> <p>今後は運営協議会の開催日時等の情報を到着情報として掲載して行こうと考えております。ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。</p>	国民健康保険課	R7.9.5	R7.9.17

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
【再度依頼】市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。	<p>障がい福祉室 御中</p> <p>1、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議で本件を議題に追加してください。</p> <p>「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針 第5 推進体制 3 方針の見直し 障がい福祉計画に合わせて、3年ごとの見直しを基本としますが、2の会議体でいただいた意見を踏まえて柔軟に対応していきます。」とありますので、柔軟に対応できるはずです。  <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_001/036/267/syosai3.pdf">https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_001/036/267/syosai3.pdf</a></p> <p>2、議題に追加できない場合、その理由を教えてください。</p> <p>3、本件について、方針策定時に議論したのかどうか教えてください。</p> <p>4、合理的配慮として対応しているのであれば、字幕の表示の実施をいまずぐ徹底し、市報すいた等で周知してください。                      現時点で表記を確認できておりませんし、個別に担当課へ確認することは大変負担ですので、改善してください。</p> <p>本件について、新規予算や人員の手配、資料の作成は不要であり、仕組みが構築できれば、過度な負担はないと考えますので、早急な対応を望みます。</p> <p>以下、回答                      【市民の声(No.8320)の障がい福祉室の回答について】</p>	<p>1、について                      前回ご回答させていただいたとおり、まずは、推進方針に記載されている取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度における取組の進捗状況について、現在、全室課に照会を行っています。                      取りまとめた回答結果をもとに、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。                      映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。</p> <p>2、について                      上記と同じ回答です。</p> <p>3、について                      推進方針策定時に、各室課が行っている取組を確認はしましたが、映画上映等における日本語字幕については、議論にはなりませんでした。</p> <p>4、について                      字幕表示を実施した際は、市報すいた等で実施内容を広報するよう、各室課において周知してまいります。</p>	障がい福祉室	R7.8.26	R7.9.9

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>・「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」に市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。 追加できないのであれば、できない理由を説明してください。 またこれまで議論をされたのかどうかも教えてください。</p> <p>⇒(障がい福祉室回答) 「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」は3年ごとの見直しを基本とし、年1回の庁内での進捗状況の確認や障がい当事者や有識者による吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会でご意見をいただきながら、施策を進めてまいります。 まずは、推進方針に記載されている取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度における取組の進捗状況について、現在、全室課に照会を行っています。 取りまとめた回答結果をもとに、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。 映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>・上記の方針に記載がないとしても、合理的配慮の一環として実施してください。過度な負担には至らないと思いますが、実施ないのであればできない理由を説明してください。</p> <p>⇒(障がい福祉室回答) 本市では、市が実施するイベント等の際に、留意する合理的配慮として、全市民視聴対象となっている動画には字幕を付けることを掲げております。 引き続き適切な合理的配慮の推進に向け周知してまいります。</p> <p>市のイベントでの映画上映等において、日本語字幕表示の実施と日本語字幕表示の旨を周知してください</p> <p>&lt;ご意見等の内容&gt; 令和7年度(2025年度)市民の声と市の回答24にて、 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/039/236/R7.6.pdf">https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/039/236/R7.6.pdf</a> 吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」控え LNo.260の回答がない件について</p> <p>・市民の声 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例の趣旨としても、過度な負担がない範囲で映画上映等において、日本語字幕表示を行うべきであり、日本語字幕表示を行っている旨を周知すべきだと考えます。 市報すいたを見る限りでは、男女共同参画センターデュオには日本語字幕表示の記載が確認できますが、それ以外に見当たりません。市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知について、行われているか調査および適切な対応をしてください。</p> <p>・市の回答 障がい福祉室より 貴重な御意見をいただきありがとうございます。 令和6年12月に策定された「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」において、推進方針ごとに進めるべき市の取組として「市が発信する動画や市議会本会議放映システムでの字幕表示」を定めており、全庁的な周知を実施しているところです。 また、推進方針ごとに進めるべき市の取組の進捗状況について、毎年、全室課に照会を行います。その照会において、進捗状況の確認を行うとともに、再度周知を行う予定です。 御意見いただきました映画上映等における日本語字幕表示の実施については、調査の予定はございませんが、取組事例として、機会を捉えて周知してまいります。また、市報すいたにおける日本語字幕表示の記載については、統一的なものはありません。 (担当:障がい福祉室)</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会4	<p>■【質問1】について</p> <p>&gt;努力義務であることから、職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表を行う予定はございません。</p> <p>努力義務だから「しなくても社会的・道義的責任を負わなくていい」ことにはなりません。</p> <p>努力義務はその名の通り「努めるべき義務」ですから、努めていなければ道義的責任があります。</p> <p>【質問1-1】市は、この10年間、会議を機能させる努力はしましたか。</p> <p>【質問1-2】「謝罪が必要ない」ということは、10年間会議が機能していなかったことは「大した問題ではない」という認識ということでしょうか。</p> <p>【質問1-3】この10年間で会議に費やされた公的資源(委員・職員の人件費等)の概算をお教えてください。</p> <p>■【質問2】について</p> <p>&gt;整備された具体例については、地域自立支援協議会の所管事項を規定する吹田市地域自立支援協議会設置要領及び上記【質問1】での回答内容にお示した規定に基づき、すでに7月11日に御回答した内容のとおりです。</p> <p>(1)7月11日の回答は「意見を聴取すること」です</p> <p>(2)それに対しこちらが「それは整備された具体例」ではないと指摘しました</p> <p>(3)すると市は「自立支援協議会の活動の一環だ」と主張しました</p> <p>(4)そこでこちらが再度「具体例を示せ」と言いました</p>	<p>【質問1-1】について</p> <p>努力はいたしました、十分ではなかったため今後も改善すべき課題はあると認識しております。</p> <p>現在、その課題解決に向けて引き続き地域自立支援協議会の充実に努めており、職務上の謝罪等の公表を行う予定はございません。</p> <p>【質問1-2】について</p> <p>会議が機能していなかったという認識ではございません。</p> <p>市といたしましては、この10年間におきましても、障がい者等が、自立し安心して日常生活や社会生活が営むことができる地域社会の実現に向け、支援体制等に関する諸課題について、地域自立支援協議会で協議・協働に努めてきたと認識しております。</p> <p>【質問1-3】について</p> <p>この10年間で会議に費やされた公的資源(委員・職員の人件費等)につきましては、障がい福祉室の業務のうち、地域自立支援協議会にかかる職員の人件費等の算出は困難であるため、お答えいたしかねますが、委員報酬の概算につきましては、約77万円となります。</p> <p>何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	障がい福祉室	R7.8.25	R7.9.8

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>(5)すると市は「(1)で述べた」と回答しました。(1)が具体例でないことは既に指摘済みです</p> <p>このように、市はこちらの指摘を無視して同じ回答を繰り返しています。</p> <p>他の質問でもこの回答が多いですが、このような回答をくり返すことは、市職員に中学生レベルの国語力がない(=職務遂行能力がない)ことを示すことになりますのでご注意ください。</p> <p>■【質問3】について</p> <p>&gt;14名を委員とするという方向性に至り、御活動いただいたと認識しております</p> <p>その認識は誤っています。以前もメールでお送りしていますが、当事者会でのやり取りはこのようなものでした。証拠も提出できます。</p> <p>市職員「可能であれば14名にしたいが、よろしいか」 (発言なし)</p> <p>市職員「答えにくいかもしれませんが。市の方で4名の方のフォローをどうするのかっていうところは、私達の方もその4名の方に向き合ってお話していきなさいいけない。4名の方との調整が非常に必要になりますけれども、こちらで14名という形での委員選定、令和4年度の準備を図りたいと思いますので、状況について4名の方、皆さん作業いただいて、改めて委員として活動をいただけるかどうかについては、また皆様に進捗の状況を報告いたしたいと」</p> <p>●問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に文章が不明瞭で、決定したかが不明瞭です</li> <li>・決定したことを委員が了承していません。委員は決定について何も発言していません</li> <li>・「調整が必要」「また進捗を報告する」は、委員選定が未確定であることを示しています</li> </ul> <p>&gt;「他の議事録も変更されています」との御意見につきましては、今後の議事録作成の際に留意させていただきます。</p> <p>何を留意するのか不明です。 なぜ変更したのか、それが適切だったのかの説明もないままでは、留意しても無意味です。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>障がい者手帳 早めに申請するも期限切れ発生</p>	<p>市内在住で、精神障がい者手帳の交付を受けております。</p> <p>本年6月初旬に市内の精神病院を受診し、同院から障がい福祉室へ更新書類(診断書等)を送付していただきました。</p> <p>しかし、8月末が有効期限であるにもかかわらず、9月1日夜現在も更新通知書が届いておりません。</p> <p>また、8月28日に障がい福祉室へGmailにて問い合わせを送信しましたが、現在もご返信をいただけておりません。</p> <p>更新受付の開始直後に手続きを済ませ、特に不備等の連絡も受けていないにもかかわらず、期限切れの事象が発生しました。</p> <p>手帳は単なる紙ではなく、身分を裏付け、雇用や生活の安定を支える大切な証明書です。</p> <p>私も障害者雇用で勤務しており、必要に応じて手帳の提示を求められることがあります。手帳が手元にない現在、非常に不安定かつ不利な状況に置かれています。</p> <p>今回求めることは「審査や交付を急いでほしい」ということではありません。</p> <p>早めに申請してもなお、手帳が期限切れになり、市民が生活上の不利益を被る事象に対し、今後の対策を切望するということです。</p> <p>更新中であることを証明できる仕組みや、代替手段を必ず設けていただきたいと強く要望します。</p> <p>まずは、全ての対象者への交付等を最優先にしつつ、きちんと策を講じ、今回の意見にも必ずご回答ください。</p> <p>もし必要があれば、6月に受診した証拠となる病院の領収書の写真を添付、またはコピーを郵送いたします。</p>	<p>8/28にメールでのお問い合わせについて返信ができておらず、申し訳ございませんでした。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の更新については、6月中旬に郵送での受付をさせていただき、更新手続き、手帳の受領書は9/2に送付させていただいております。更新手続きを来庁にてしていただいた場合、手帳に「更新手続中」を押印させていただいておりますが、郵送申請につきましても、押印ができておらず、手帳の期限内に更新ができなかった方につきましては、ご不便をおかけしております。</p> <p>今後、郵送での更新手続きをされました方につきましても、周知できるようにしてまいります。</p>	<p>障がい福祉室</p>	<p>R7.9.2</p>	<p>R7.9.5</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>C44。「新型コロナウイルス再流行か？」について提言。</p>	<p>8月22日のYahooニュースで「新型コロナウイルス患者数 9週連続で増加。喉の激痛・高齢者の重症化に要注意」「カミソリでのど切るような痛み」の報道がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ感染者数(定点報告・大阪府全体で3,388人)の中で、吹田市が含まれる“豊能”地区は、5,14人と多く、感染報告者数は、1週間で180人…と大阪府の11ブロック内で最大です。</li> <li>⇒添付画像。C44。コロナ発生状況、年齢別感染者:第33週(大阪府:8月11日～8月17日)</li> <li>⇒市HPで速やかな周知が必要と思います。</li> <li>・8月23日には、近隣の公園で、夏祭りが開催。多くの飲食店の出店があり、子供と一緒に多くの親御さんの方が来ておられ、また会場設営・運営の若い方の姿も。マスク着用者は皆無の状況。</li> <li>⇒添付画像。C44。近隣の公園で、夏祭りが開催。多くの出店(17時頃撮影)。参加者は更に増えます。</li> <li>・8月23日には、近隣の高齢者の方の感染の情報がありました(行動範囲は、日常生活内)。「どこで感染をしたのか、分かりません」との事。</li> <li>・8月25日からは、学校の2学期が始まり、人的な交流も増えます。</li> <li>・潜伏期間は1～14日であり、お盆の帰省や海外旅行から1週間が経過(タイで2週間で5万人感染、香港で30人死亡報道も)。また酷暑時期での“換気・マスク着用”は、無理のように思えます。“もしかして”の心準備が必要かと思えます。</li> </ul> <p>※市HP・新型コロナウイルス感染症のサイトの“大阪府のコロナ感染者数”のサイトで、吹田市は、“豊能地区”の説明文が必要。過去に同様の投稿で4回目です。他の感染症のサイトの確認をされたし。</p> <p>※教育委員会に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>本年9月1日に市ホームページの新着情報に「大阪府内の新型コロナウイルス感染症の患者数が増加しています」と注意喚起を掲載しました。また、市ホームページの同感染症のサイトにある大阪府内の流行状況に、本市が豊能ブロックに含まれる説明を追記しました。</p>	<p>地域保健課</p>	<p>R7.8.25</p>	<p>R7.9.4</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>新型コロナウイルスワクチン定期接種費用助成についての抗議</p>	<p>「新型コロナウイルスワクチンの定期接種費用助成」について、強く抗議し、中止を求めます。</p> <p>理由は以下のとおりです。</p> <p>1. ワクチン安全性に関する国際的懸念                  米国ではmRNAワクチン開発への投資が停止され、またワクチンが抗原変異を誘発しパンデミックを長引かせる可能性が指摘されています。こうしたリスクを無視して、引き続き市民に接種を推奨する姿勢は大変問題です。</p> <p>2. 健康被害の実態                  厚生労働省が公表している健康被害救済制度の認定件数によれば、2021年8月から2025年8月までの間に9,265件の被害が認定され、そのうち1,031件は死亡例とされています。                  一方で、コロナワクチン以外の定期予防接種においては、昭和52年から令和3年までの44年間で3,522件にとどまっています。わずか数年でそれを大幅に上回る被害が報告されており、異常な事態といわざるを得ません。</p> <p>3. 製造現場からの内部告発                  さらに深刻なのは、製造現場に携わる現役社員からすら危険性が告発されていることです。                  Meiji Seikaファルマの現役社員は書籍『私たちは売りたいくない!』において、「本当は売りたいくない」との強い言葉でワクチンの恐怖と企業の裏側を暴露しています。                  製造を担う社員自身が声を上げざるを得ない現状は、市民に隠された重大な真実の存在を示しています。安全であれば現役社員が告発するはずがありません。私たちは、企業内部ですら制御できない危険な製品を、行政が推奨しているという事実恐怖を覚えます。</p> <p>4. 税金の用途について                  5億円もの巨額の予算があれば、市民の暮らしを支える福祉、医療体制の充実、子育て支援など、他に優先すべきことが多数あります。市民の命と税金を守るべき行政が、逆に市民を危険に晒す施策に資金を投じるのは断じて許されません。</p> <p>以上の理由から、吹田市が行っている新型コロナウイルスワクチンの定期接種費用助成について、直ちに中止することを強く要望いたします。</p> <p>市民の命を守るべき行政が、誤った方向に進むことのないよう、真摯なご対応を求めます。</p>	<p>市町村は、予防接種法で「区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、予防接種を行わなければならない」とされており、本市の判断のみで予防接種を中止することはできません。なお、接種費用については、行政判断や市議会において自己負担額を認めていただいたものでございます。</p> <p>また、定期接種で用いるワクチンは、科学的知見に基づき、専門機関において安全性が審査され、国の審議会において承認されているものと認識しています。</p> <p>そのうえで、接種対象者が予防接種による効果と副反応リスクの双方について理解し、自らの意思で接種する・しないの判断をしていただけるよう、今後もわかりやすく丁寧な情報提供に努めてまいります。</p>	<p>地域保健課</p>	<p>R7.8.27</p>	<p>R7.9.2</p>



市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇</p> <p>吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇</p> <p>吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇</p> <p>吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇</p> <p>吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇</p> <p>吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇</p> <p>主たる出入口の見やすい箇所に、当該施設の屋内に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示していなかった。 府条例9条違反なので掲示するよう指導助言願う。</p> <p>(2) 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇 店内客席で加熱式タバコを吸う女性がいたが、店頭には標識類は何もなく、高校生のアルバイト募集をするまでである(写真参照)。 食べログによると40席あるとのことなので当然客席面積30平米は超えてると思う。 府条例に従い禁煙とし、その旨の標識を掲示するよう指導されたい。</p> <p>(3) 吹田市〇〇丁目〇〇〇 店の出入口前に灰皿を設置し、喫煙所としているが、同所は屋内である(写真参照)。 健康増進法30条違反なので、撤去するよう指導されたい。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会3	<p>■【質問1】について</p> <p>こちらの質問にご回答いただいております。以下の質問にご回答ください。</p> <p>&gt;「地域自立支援協議会が10年以上開催されていながら、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」ことを意味します。つまり、会議体として機能していなかったことが、市の公式回答によって明らかになりました。</p> <p>&gt; これは単なる事務的ミスではなく、制度的怠慢の結果であり、責任は重大です。とりわけ、10年以上にわたりこの状態を是正しなかった障がい者福祉室の管理職の責任は極めて重く、これまでに費やされた時間と公的資源(委員・職員の人件費等)の損失について、市民への説明責任があります。</p> <p>&gt; つきましては、どのようにこの事態を認識し、どのように責任を取るつもりか、管理職が直接お答えください。</p> <p>「責任を取る」とは、職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表などを指します。</p> <p>■【質問2】について</p> <p>&gt;意見を聴取することは、地域自立支援協議会設置要領で定められた協議会の所管事項「地域の障がい者等への支援体制に関する課題の整理、共有及び構築に関すること」に該当するため、自立支援協議会の活動の一環であると考えております。</p> <p>こちらの質問は</p>	<p>【質問1】について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条9項で「市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」との規定のとおり、意見聴取につきましては、努力義務であることから、職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表を行う予定はございません。</p> <p>【質問2】について</p> <p>整備された具体例については、地域自立支援協議会の所管事項を規定する吹田市地域自立支援協議会設置要領及び上記【質問1】での回答内容にお示しした規定に基づき、すでに7月11日に御回答した内容のとおりです。</p> <p>【質問3】について</p> <p>「当事者会の委員14名について」につきましては、様々な御意見をいただきましたが、当事者会において、当該任期は14名を委員とするという方向性に至り、御活動いただいたと認識しております。</p> <p>また、「他の議事録も変更されています」との御意見につきましては、今後の議事録作成の際に留意させていただきます。</p> <p>何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	障がい福祉室	R7.8.5	R7.8.19

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>&gt;地域自立支援協議会の活動により、「地域の障害者等への支援体制が整備された」具体例をお示してください。                      です。「自立支援協議会の活動の一環」かどうかは論点ではありません。                      意見を聴取するだけなら会議体である必要性はありません。</p> <p>“地域自立支援協議会の活動により”、「地域の障害者等への支援体制が整備された」具体例をお示してください。                      その整備がどのような過程を経て実施されたかが議事録で確認できるものに限ります。その該当箇所を併せてお示してください。</p> <p>■【質問3】について</p> <p>●当事者会の委員14名について                      私が指摘した議事録の修正点の一つは、令和4年4月当事者会定例会で「応募者14名全員を委員とする」という結論は出ていないということ。実際には市職員がうやむやにしたまま終わり、議事録で「14名に決定した」と勝手に決定されました。                      このことは定例会とメールの両方で指摘しております。                      この点を修正していない理由をお教えてください。</p> <p>●他の議事録も変更されています                      令和4年9月定例会などの議事録も、                      ・参加者の名前が消えている                      ・内容が大幅に削減されている                      など大幅な変更があります。何の説明もなく議事録を修正するのは、公文書の扱いが雑と言わざるを得ません。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>市のイベントでの映画上映等において、日本語字幕表示の実施と日本語字幕表示の旨を周知してください</p>	<p>令和7年度(2025年度)市民の声と市の回答24にて、  <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/res/projects/default_project/page_001/039/236/R7.6.pdf">https://www.city.suita.osaka.jp/res/projects/default_project/page_001/039/236/R7.6.pdf</a>                      吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」控え LNo.260の回答がない件について</p> <p>・市民の声                      吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例の趣旨としても、過度な負担がない範囲で映画上映等において、日本語字幕表示を行うべきであり、日本語字幕表示を行っている旨を周知するべきだと考えます。                      市報すいたを見る限りでは、男女共同参画センターデュオには日本語字幕表示の記載が確認できますが、それ以外に見当たりません。市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知について、行われているか調査および適切な対応をしてください。</p> <p>・市の回答                      障がい福祉室より                      貴重な御意見をいただきありがとうございます。                      令和6年12月に策定された「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」において、推進方針ごとに進めるべき市の取組として「市が発信する動画や市議会本会議放映システムでの字幕表示」を定めており、全庁的な周知を実施しているところです。                      また、推進方針ごとに進めるべき市の取組の進捗状況について、毎年、全室課に照会を行います。その照会において、進捗状況の確認を行うとともに、再度周知を行う予定です。</p> <p>御意見いただきました映画上映等における日本語字幕表示の実施については、調査の予定はございませんが、取組事例として、機会を捉えて周知してまいります。また、市報すいたにおける日本語字幕表示の記載については、統一的なものはございません。                      (担当:障がい福祉室)</p> <p>上記のような回答がありました。その後も市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知は確認できず、不便が解消されていません。</p> <p>・「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」に市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。                      追加できないのであれば、できない理由を説明してください。またこれまで議論をされたのかどうかも教えてください。</p> <p>・上記の方針に記載がないとしても、合理的配慮の一環として実施してください。過度な負担には至らないと思いますが、実施ないのであればできない理由を説明してください。</p>	<p>「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」は3年ごとの見直しを基本とし、年1回の庁内での進捗状況の確認や障がい当事者や有識者による吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会でご意見をいただきながら、施策を進めてまいります。                      まずは、推進方針に記載されている取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度における取組の進捗状況について、現在、全室課に照会を行っています。                      取りまとめた回答結果をもとに、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。                      映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。</p> <p>本市では、市が実施するイベント等の際に、留意する合理的配慮として、全市民視聴対象となっている動画には字幕を付けることを掲げております。引き続き適切な合理的配慮の推進に向け周知してまいります。</p>	<p>障がい福祉室</p>	<p>R7.8.4</p>	<p>R7.8.18</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>ニコチン・ハイ ヴン吹田11</p>	<p>市内で健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例(以下「府条例」という。)違反を18件見かけました。 それぞれ対応とその内容の回答を願います。</p> <p>(1) 下記の9つの店内禁煙の飲食店 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇 〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 それぞれ店頭に禁煙標識の掲示がなく、府条例9条違反なので、掲示 するよう指導願う。 〇〇は、扉の向こう側、店内に掲示しているようだが、主たる出入口 の見やすい箇所とはいえないと思う。</p> <p>(2) 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 喫煙目的店の標識は撤去されていたが、禁煙標識の掲示がなく、府条 例9条違反なので、掲示するよう指導願う。 HPも喫煙可のまま修正されていない。 客席面積83平米なのだから府条例に従い禁煙とする他ない。</p> <p>(3) 吹田市〇〇丁目〇 〇〇 食べログにはオープン日2024年10月28日とあるが、全席喫煙可と もある。</p> <p>出入口に喫煙のマークがあり、20歳未満立入禁止の表示はない(写 真参照)。 府条例9条に従い、禁煙の標識を掲示し、健康増進法に従い、禁煙で 営業するよう指導願います。</p> <p>(4) 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 店頭で標識が何もなかった。 食べログには全席喫煙可とあるが、45席あるとも書いてあるので、 客席面積30平米超だろう。 府条例に違反するので、9条に従い禁煙の標識を掲示し、禁煙で営業 するよう指導助言願う。</p> <p>(5) 吹田市〇〇-〇 〇〇 食べログによると全席喫煙可となっているが、店頭で標識類はない。 店の外に灰皿が設置されているので、店内は禁煙になっているのか と推測する。 府条例9条違反なので、禁煙の標識を掲示するよう指導願う。 食べログも修正するよう指導されたい。</p>	<p>(1)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわか る標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依 頼しました。 〇〇については、喫煙可能店として営業されている店舗であり、標 識の掲示について確認したところ掲示をしていないとのことでしたの で、喫煙可能店の標識の掲示をするよう指導しました。</p> <p>(2)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわか る標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依 頼しました。 また、HPの修正についても依頼しました。</p> <p>(3)について 当該店舗に連絡し、2020年4月以降に営業開始している店舗につ いては、原則屋内禁煙である旨を説明し、禁煙または喫煙専用室を設 置するよう指導しました。</p> <p>(4)について 当該店舗に連絡し、2020年4月以降に営業開始している店舗につ いては、原則屋内禁煙である旨を説明し、禁煙または喫煙専用室を設 置するよう指導しました。</p> <p>(5)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわか る標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依 頼しました。 また、食べログについても修正するよう依頼しました。</p> <p>(6)について 当該店舗については客席面積が30㎡以下であることを図面で確認 し、喫煙可能店の届出の提出をいただいております。 また、大阪府受動喫煙防止条例により、従業員を雇用する飲食店は 屋内禁煙に努める努力義務規定がある旨を説明し、協力を依頼しまし た。</p> <p>(7)について 当該店舗に連絡し、喫煙可能店として営業する店舗は出入り口に喫 煙可能店ということが分かる標識を掲示する義務があることを説明 し、掲示するよう指導しました。</p> <p>(8)について 状況を確認し、必要に応じて指導等の対応を行ってまいります。</p>	<p>健康まちづ くり室</p>	<p>R7.7.29</p>	<p>R7.8.12</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>(6) 吹田市〇〇-〇〇〇〇 食ベログには54席あると書いてあるのに、喫煙可能店の標識を掲示していた(写真参照)。 客席面積30平米超は自明なので、府条例違反である。 禁煙の標識に貼り替えて禁煙で営業するよう指導されたい。 悪質なことにアルバイト募集をするまでである。</p> <p>(7) 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 喫煙可能店の届出を出してて、店内のテーブルに灰皿はあるが、店頭に標識が見当たらなかった(写真参照)。 健康増進法33条2項違反なので、是正を指導願います。</p> <p>(8) 以前通報した施設だが、是正されていなかった。施設名と違反事項を市民に公表して欲しい。 吹田市〇〇丁目〇-〇〇〇〇 吹田市〇〇丁目〇〇〇〇 吹田市〇〇-〇〇〇〇</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>				
<p>吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会2</p>	<p>■【質問1】について</p> <p>&gt;「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは策定プロセスにおいて十分に行うことができず、そのことを確認できる議事録はございません。</p> <p>これは「地域自立支援協議会が10年以上開催されていながら、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」ことを意味します。つまり、会議体として機能していなかったことが、市の公式回答によって明らかになりました。</p> <p>これは単なる事務的ミスではなく、制度的怠慢の結果であり、責任は重大です。とりわけ、10年以上にわたりこの状態を是正しなかった障がい者福祉室の管理職の責任は極めて重く、これまでに費やされた時間と公的資源(委員・職員の人件費等)の損失について、市民への説明責任があります。</p> <p>つきましては、どのようにこの事態を認識し、どのように責任を取るつもりか、管理職が直接お答えください。</p> <p>■【質問2】について</p> <p>回答は「報告」「意見を聴取」のみで、「地域自立支援協議会の活動により整備された具体例」ではありません。</p> <p>ここでも地域自立支援協議会は実績がありません。</p> <p>■【質問3】について</p> <p>「市民の声」で指摘した内容についてのご回答は、こちらの指摘内容とは異なる箇所の修正が中心であり、過去の指摘を正確に把握され</p>	<p>【質問1】について</p> <p>現行計画である、「吹田市障がい者支援プラン(第7期吹田市障がい福祉計画・第3期吹田市障がい児福祉計画)」策定時には、地域自立支援協議会の委員の皆様から書面でいただいたご意見を、計画策定機関である障がい者施策推進専門分科会に資料として報告をしております。</p> <p>資料につきましては、こちらの資料2-1, 2-2になりますので、下記URLをご参照願います。 【吹田市ホームページ】 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018951/1018987/1019003/1019363/1035203/1030104.html">https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018951/1018987/1019003/1019363/1035203/1030104.html</a></p> <p>また、下記市ホームページ掲載の議事要旨にもあるとおり、専門分科会で当該資料について説明させていただき、それも踏まえて計画についての検討を進めてまいりました。</p> <p>【吹田市ホームページ】 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/030/104/giziyoushi.pdf">https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/030/104/giziyoushi.pdf</a></p> <p>今回は、「地域自立支援協議会から書面でご意見をいただき、それを専門分科会で説明する」というプロセスであったため、前回のご質問に対し、「全体会議として検討した課題を基に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは策定プロセスにおいて十分に行うことができず、そのことを確認できなかった旨の回答をさせていただきました。</p> <p>本来であれば、全体会議の場で検討し、それを専門分科会に報告し、</p>	<p>障がい福祉室</p>	<p>R7.7.18</p>	<p>R7.8.1</p>

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>ていないものと推察されます。 【質問1】【質問2】と比べれば影響は小さいものですが、議事録の修正方法には重大な問題があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修正箇所が明示されていない</li> <li>・更新日付の記載がない</li> </ul> <p>これは、行政文書管理の観点から見ても不適切であり、結果として修正前の議事録と修正後の議事録が同名で並存する事態となっています。</p> <p>このような対応は、市民にとって情報の信頼性を損なう行為であり、行政における透明性確保の観点から見ても問題です。</p> <p>当事者会でも市職員の事務手続きミスが多々ありましたが、未だに改善されていません。これでは会議を正しく運営するのは無理です。</p>	<p>検討した内容を計画に反映するというプロセスを経ることが望ましいですが、前回の計画策定時には、書面による意見集約に留まった点は、次回、改善をしていきたいと考えています。</p> <p>今年度から来年度にかけて、次期計画の策定を進めてまいります。その中では、個別の委員意見ではなく、地域自立支援協議会として検討を重ねた課題を専門分科会にお伝えすることができるよう、両会議体の連携について、それぞれの会議体の長も含めて検討を重ねているところです。</p> <p>これまで、地域自立支援協議会の意見をお聞きはしておりましたが、会議の中での検討という形のプロセスを経て計画策定ができるよう、試行錯誤を重ねながら取り組んでおります。</p> <p>次期計画ではよりよい計画策定となるよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>【質問2】について 本市で実施予定の障がい施策に関して、地域自立支援協議会全体会議委員に報告し、意見を聴取することは、地域自立支援協議会設置要領で定められた協議会の所管事項「地域の障がい者等への支援体制に関する課題の整理、共有及び構築に関すること」に該当するため、自立支援協議会の活動の一環であると考えております。</p> <p>【質問3】について 〇〇様のご指摘を踏まえ、市ホームページ掲載の地域自立支援協議会当事者会の令和4年度(2022年度)4月定例会及び5月定例会の議事録(要旨)のファイル名を「令和4年●月定例会(令和7年7月31日修正版)」に変更しました。</p> <p>また、議事録の各ページの右上部に「令和7年7月31日修正版 下線部分を加筆修正しております」の文言を追記するとともに、加筆修正させていただいた箇所を下線でお示ししております。</p> <p>資料につきましては、下記URLをご参照願います。 【吹田市ホームページ】 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1024933/1018687/1016839.html">https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1024933/1018687/1016839.html</a></p>			